

改正省エネ法の概要と 省エネ支援策について

令和 6 年 6 月
資源エネルギー庁 省エネルギー課

<目次>

1. 省エネ法の概要

2. 定期報告書・中長期計画書の提出方法の変更点

3. 定期報告書・中長期計画書作成のポイント

4. クラス分け制度・開示制度

5. 支援施策

6. 関連リンク

省エネ法とは

- オイルショックを契機として、1979年に「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（省エネ法）が制定された。省エネ法は、石油・石炭等のエネルギー資源の大半を海外からの輸入に依存せざるを得ない状況に鑑み、エネルギーの安定供給維持のための需要側の最有力の対策である省エネを推進を図る。

燃料

- **原油及び揮発油**（ガソリン）、**重油**、その他**石油製品**（ナフサ、灯油、軽油、石油アスファルト、石油コークス、石油ガス）
- **可燃性天然ガス**
- **石炭及びコークス**、その他**石炭製品**（コールタール、コークス炉ガス、高炉ガス、転炉ガス）であって、燃焼その他の用途（燃料電池による発電）に供するもの

熱

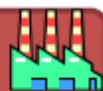
- 上記に示す燃料を熱源とする熱（蒸気、温水、冷水等）
※対象とならないもの
： 太陽熱及び地熱など、化石燃料を熱源としない熱のみであることが特定できる場合の熱

電気

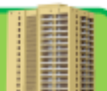
- 上記に示す燃料を起源とする電気
※対象とならないもの
： 太陽光発電、風力発電、廃棄物発電など、化石燃料を起源としない電気のみであることが特定できる場合の電気（自営線による供給又は自己託送契約による供給）

省エネ法等の改正の経緯

工場



事業場



運輸



住宅・建築物



1947 熱管理法制定（石炭・重油）

1979 省エネ法制定

- エネルギー（熱・電気）管理指定工場の指定
- 住宅・建築物分野、機械器具分野の判断基準制定

石油危機を契機に制定

1983 省エネ法改正

- エネルギー管理士試験の導入

1993 省エネ法改正

- 基本方針の策定
- 定期報告制度の導入

1998 省エネ法改正

- エネルギー管理指定工場の拡大

2005 省エネ法改正

- 熱・電気一体管理の導入

2008 省エネ法改正

- 事業者単位の導入、連鎖化事業者制度の導入（フランチャイズチェーン等）
- セクター別ベンチマーク制度の導入

2013 省エネ法改正

- 電力需要の平準化を目的に追加
- 建材トップランナー制度の導入

2018 省エネ法改正

- 連携省エネの認定制度（工場・事業場、荷主、輸送事業者）、認定管理統轄事業者制度
- 荷主の定義の見直し、準荷主の位置づけ

原単位の年平均1%以上改善の努力目標

1998 省エネ法改正

- 家電や自動車を対象とする機器トップランナー制度の導入

2002 省エネ法改正

- 定期報告制度の導入（事業場）

2005 省エネ法改正

- 輸送事業者、荷主規制の導入

1993 省エネ法改正

- 特定建築物（住宅を除く）の新築増改築に係る指示・公表の対象化

2002 省エネ法改正

- 特定建築物（住宅を除く）の省エネ措置の届出義務化

2005 省エネ法改正

- 特定建築物に住宅を追加
- 大規模修繕の追加 等

2008 省エネ法改正

- 特定建築物の規制強化
※第1種：命令の追加、第2種：勧告の追加
- 住宅事業建築主の性能向上努力義務の追加

2015 建築物省エネ法制定

- 省エネ基準適合義務化（大規模非住宅）

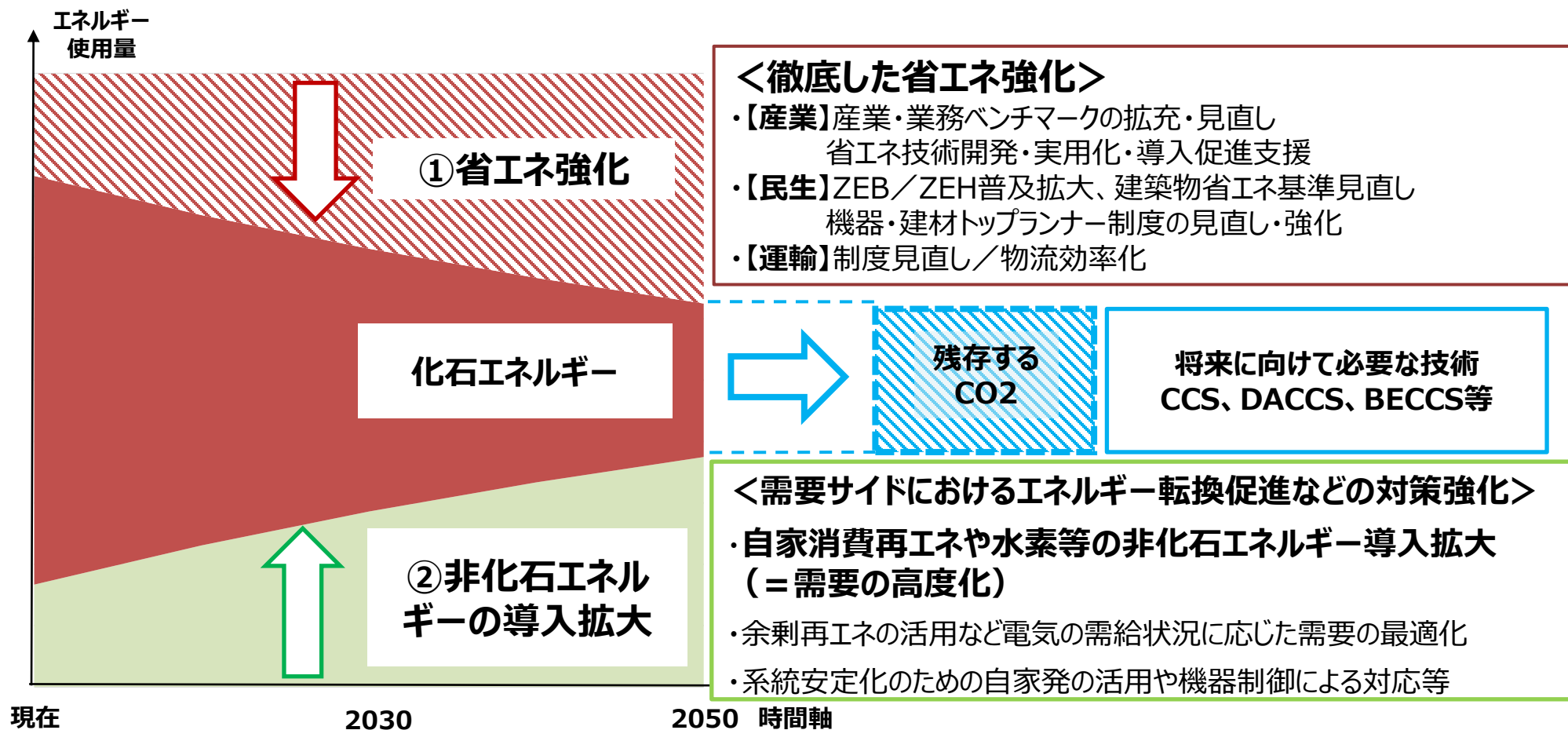
2019 建築物省エネ法改正

- 省エネ基準適合義務化対象拡大
- 建築主への省エネ性能説明義務

省エネ法の改正の背景

- 2050年カーボンニュートラル目標が示されたことを踏まえ、途上である2030年に向けても、**徹底した省エネ（①）**を進めるとともに、**非化石電気や水素等の非化石エネルギーの導入拡大（②）**に向けた対策を強化していくことが必要。

■ 需要サイドのカーボンニュートラルに向けたイメージと取組の方向性



改正省エネ法の概要

1. エネルギーの使用の合理化の対象範囲を拡大

- 省エネ法の「エネルギー」の定義を拡大し、非化石エネルギーを含む全てのエネルギーの使用の合理化を求める枠組みに見直す。

2. 非化石エネルギーへの転換に関する措置

- 大規模需要家に対し、非化石エネルギーへの転換の目標に関する中長期計画の作成及び非化石エネルギー使用状況等の定期的報告を求める。

3. 電気の需要の最適化に関する措置

- 大規模需要家に対し、電気の需給状況に応じた「上げDR」・「下げDR」の実績報告を義務化し、再エネ出力抑制時への需要シフトや需給逼迫時の需要減少を促す。
- 電気消費機器（トップランナー機器）への電気需要最適化に係る性能の向上の努力義務（現行の需要平準化に資する性能の向上の見直し）

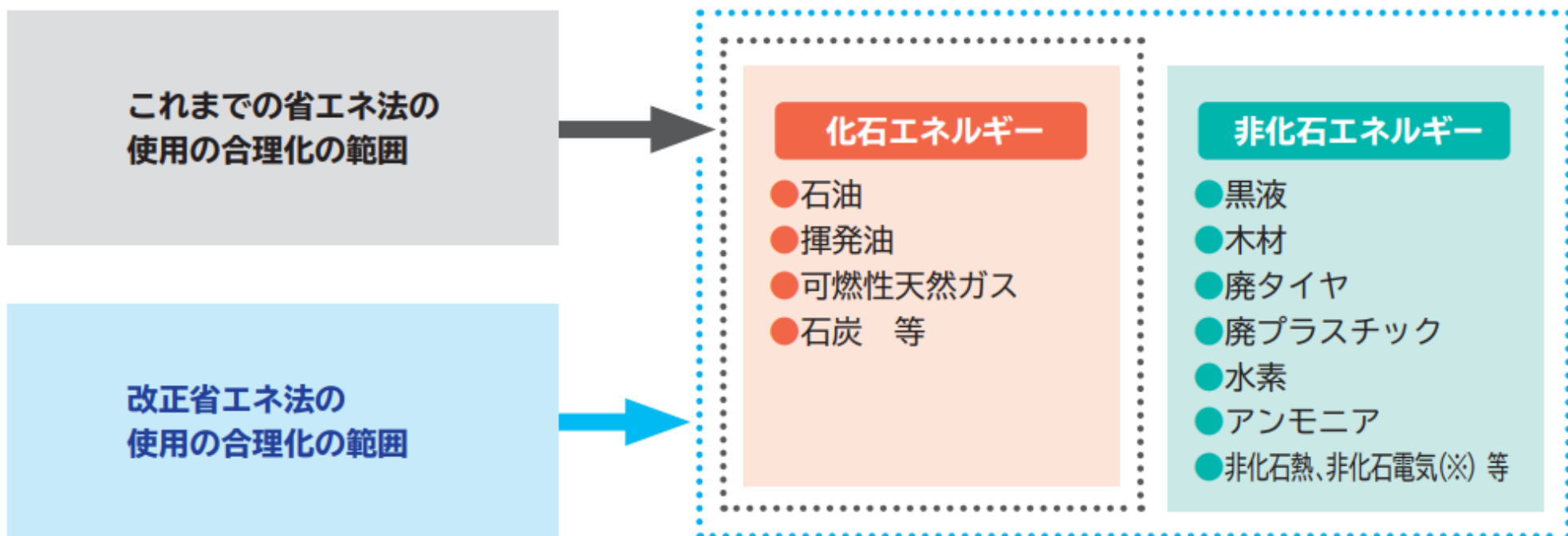
→ これらを踏まえ、

法律名を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に見直し。
（2022年5月13日 第208回通常国会で成立）

⇒ 2023年4月1日 施行

1. エネルギーの使用の合理化

改正省エネ法では、非化石エネルギーを含む全てのエネルギーの合理化が求められます。これに伴い、非化石エネルギーが報告対象に加わります



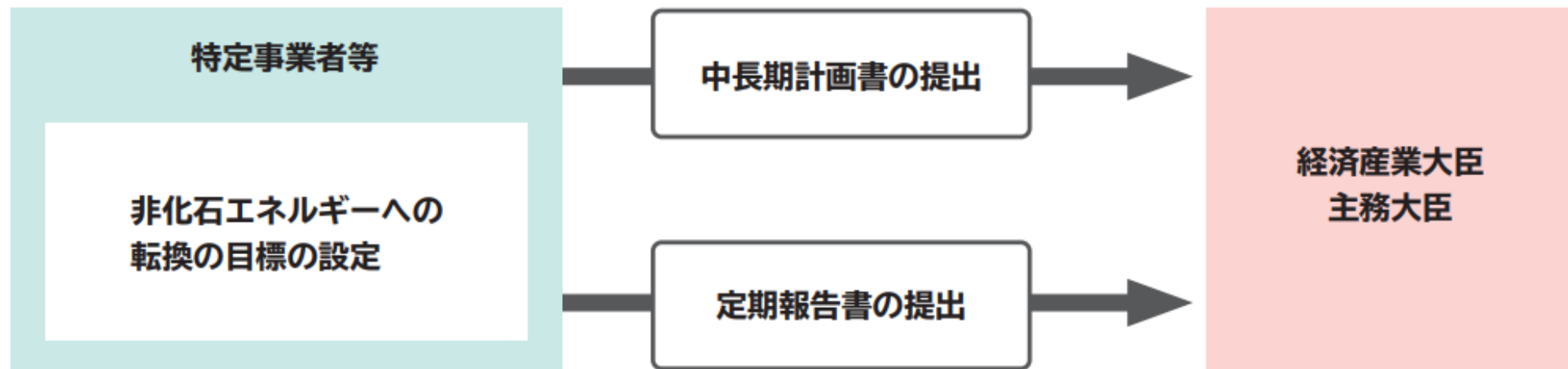
※太陽熱、太陽光発電電気など

すべてのエネルギーの使用の合理化が求められます。

2. 非化石エネルギーへの転換

特定事業者等は、非化石エネルギーへの転換の目標に関する中長期計画の作成及び非化石エネルギーの使用状況等の定期報告を行うことが求められます。

非化石エネルギーへの転換の目標については、国が定める目安の有無によって、何を設定するかが異なります



非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書等の提出が必要になります。

非化石転換の定量目標の目安①：産業分野

- 工場WGの議論を踏まえ、主要5業種※の2030年度の非化石目標の目安について、次のとおり設定した。
- ※ 鉄鋼業（高炉、電炉普通鋼、電炉特殊鋼）、化学工業（石油化学、ソーダ工業）、セメント製造業、製紙業（洋紙、板紙）、自動車製造業。本資料において以下同じ。

		燃料の 非化石転換	電気の 非化石転換
セメント製造業		焼成工程（キルン等）における 燃料の非化石比率 28%	—
鉄鋼	高炉	粗鋼トンあたり石炭使用量 原単位の削減率 （2013年度比） ▲2%	—
	電炉普通鋼	—	59%※
	電炉特殊鋼	—	
化学	石油化学	【石炭ボイラーを有する場合】 石炭使用量の削減率 （2013年度比） ▲30%	
	ソーダ		
製紙	洋紙		
	板紙		
自動車製造業		—	

※ 電気の目安が主である業種（自動車製造業・電炉普通鋼・電炉特殊鋼）については、**使用電気全体**に占める非化石電気の割合を59%とする。
電気の目安が主でない業種（化学工業・製紙業）については、**外部調達電気**に占める非化石電気の割合を59%とする。

非化石転換の定量目標の目安②：産業・業務分野全体

2022年12月23日工場WG
資料3より抜粋

- 全ての特定事業者が報告等を行う「**非化石電気の割合**」については、自社敷地内における太陽光パネルの設置等、需要家自らの取組をより広く評価するため、**自家発電分も含めた使用電気全体に占める非化石比率**に関する目標の設定及びそれに向けた計画・報告を行うこととしてはどうか。
- 全ての特定事業者は、①**事業者全体の使用電気(自家発電含む)に占める非化石電気の比率**
②**国が定める目安の指標**（目安がある業種のみ） ③**事業者全体の非化石比率を向上するために特に有効な指標**（任意）について、目標の設定及びそれに向けた計画・報告を行う。

【目安設定業種(※)の指標の例】

- ・自動車製造業：
事業者全体における使用電気
全体の非化石比率
- ・セメント製造業：
キルン等における燃料の非化石
比率
- ・高炉製鉄業：
粗鋼トン当たりの石炭使用量
原単位の削減率
- ・化学工業(石油化学,ソーダ工業)：
石炭使用量の削減率

①事業者全体の使用電気（自家発電含む）に占める非化石電気の比率 について、**目標の設定**及びそれに向けた**計画・報告**を行う

目安の設定がある

YES

NO

②**目安に対する目標設定及び それに向けた計画・報告**を行う

③その他の指標について、**事業者全体又は業種ごとに、 追加的に目標の設定**及びそれに向けた**計画・報告**を行う (任意)

【任意に設定する指標の例】

- ・事業者全体のエネルギー
使用に占める非化石比率
- ・外部調達電気に占める
非化石比率
- ・〇〇製造工程における
エネルギーの非化石比率
- ・給湯用の熱エネルギー
使用に占める非化石比率

（事業者全体の非化石比率を
向上するために特に有効な指標
を設定する。）

(※) なお、電気の非化石比率について、事業者の取組の結果にかかわらず2030年度の比率が目安を大きく下回ることとなった場合、その結果のみをもって「著しく不十分」と評価するのではなく、地域の非化石電源比率が著しく低いことや、太陽光発電施設や非化石証書等の価格高騰など諸般の事情を総合的に考慮した上で判断するものとする。

3. 電気の需要の最適化（旧：電気の需要の平準化）

再エネ出力制御時への電力の需要シフトや、電力の需給ひっ迫時の電力の需要減少を促すため、特定事業者等は、電力の需給状況に応じた「上げDR（再エネ余剰時等に電力需要を増加させる）」・「下げDR（電力需給ひっ迫時に電力需要を抑制させる）」の実績報告を行うことが求められます（詳細は P.14）。

これまでの省エネ法

昼間／夜間／平準化時間帯
（夏期・冬期の昼間）に分けて
電気使用量を報告



改正省エネ法

- 月別（1ヶ月単位）又は時間帯別（30分又は60分単位）での電気使用量を報告
- DRを実施した日数の報告

新たに「DRを実施した日数の報告」が必要になります。

電気の需要の最適化の措置：DR報告制度

- 大規模需要家による上げ・下げDRを促進する観点から、次の評価を行う。
 - － **DR実績**の評価： 定期報告において、**DRの実施回数（日数）**を記入。
 - － 電気需要最適化評価**原単位**での評価： 原単位（例：粗鋼1 tあたりのエネルギー使用量）の評価の際に、（再エネ出力抑制時のエネルギー量の係数（メガジュール/kWh）を低くし、需給逼迫時は逆に係数を高く設定することにより）DRに取り組むインセンティブとする。報告に当たっては、事業者自身で時間帯別の報告とするか、月別の報告とするか選択可能。計算ツールはHPにて公表。

定期報告書におけるDR実施回数（日数）の記載（イメージ）

1－3 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	日
------------------------	---

定期報告書における電気需要最適化評価原単位に係る電力使用量の記載（イメージ）

時間帯		単位	年度	
			使用量	
			数値	原油換算kl
月別	4月	千kWh		
	5月	千kWh		
	2月	千kWh		
	3月	千kWh		
時間帯別	出力制御 時間帯	千kWh		
	需給が厳しい 時間帯	千kWh		
	その他の時間帯	千kWh		
合計				

(参考) DRの種類

- デマンドリスポンス（DR）は、再エネ余剰時等に電力需要を増加させる「上げDR」、電力需給ひっ迫時に電力需要を減少させる「下げDR」、実需給断面で電力需給バランスを確保するために行われる「需給調整市場でのDR」の3つに大別される。

項目	上げDR	下げDR	需給調整市場でのDR
概要	再エネ余剰時等に電力需要を増加させるDR ※小売電気事業者と需要家との契約等	電力需給ひっ迫時に電力需要を抑制させるDR ※一般送配電事業者又は小売電気事業者と需要家との契約等	（余剰時・ひっ迫時に関わらず）実需給断面で電力需給バランスを確保するために行われるDR ※需給調整市場で調達
主なDRの指令方法	小売電気事業者が、（アグリゲーター等を介して）需要家に需要増加を指令する。	小売電気事業者又は一般送配電事業者が、（アグリゲーター等を介して）需要家に需要抑制を指令する。	一般送配電事業者が、（アグリゲーター等を介して）需要家に、必要な量の応動を指令する。
イメージ	電力需要 電力需要を増やす (対価の受領or安い電気料金) 再エネ余剰時 時間	電力需要 電力需要を減らす (対価の受領等) 需給ひっ迫時 時間	電力需要 一般送配電事業者からの 指令等に応じて精緻に応動 時間

(参考) エネルギー換算係数 (化石燃料・熱)

- 改正省エネ法では、化石燃料や熱について、熱量換算係数が変更となる。

省エネ法の現行値（2005年度 標準発熱量）			見直し後の値（2018年度 標準発熱量）			変化率
項目		数値（GJ/計量単位）	項目		数値（GJ/計量単位）	
原油【kl】		38.2	原油【kl】		38.3	0.26%
原油のうちコンデンセート【kl】		35.3	原油のうちコンデンセート【kl】		34.8	-1.42%
揮発油【kl】		34.6	揮発油【kl】		33.4	-3.47%
ナフサ【kl】		33.6	ナフサ【kl】		33.3	-0.89%
ジェット燃料油【kl】		36.7	ジェット燃料油【kl】		36.3	-1.09%
灯油【kl】		36.7	灯油【kl】		36.5	-0.54%
軽油【kl】		37.7	軽油【kl】		38.0	0.80%
A重油【kl】		39.1	A重油【kl】		38.9	-0.51%
B・C重油【kl】		41.9	B・C重油【kl】		41.8	-0.24%
石油アスファルト【t】		40.9	石油アスファルト【t】		40.0	-2.20%
石油コークス【t】		29.9	石油コークス【t】		34.1	14.05%
石油ガス	液化石油ガス(LPG)【t】	50.8	石油ガス	液化石油ガス(LPG)【t】	50.1	-1.38%
	石油系炭化水素ガス【千m³】	44.9		石油系炭化水素ガス【千m³】	46.1	2.67%
可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)【t】	54.6	可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)【t】	54.7	0.18%
	その他可燃性天然ガス【千m³】	43.5		その他可燃性天然ガス【千m³】	38.4	-11.72%
石炭	原料炭【t】	29.0	輸入原料炭【t】		28.7	-1.03%
			コークス用原料炭【t】		28.9	—
			吹込用原料炭【t】		28.3	—
	一般炭【t】	25.7	輸入一般炭【t】		26.1	1.56%
			国産一般炭【t】		24.2	—
	無煙炭【t】	26.9	輸入無煙炭【t】		27.8	3.35%
石炭コークス【t】		29.4	石炭コークス【t】		29.0	-1.36%
コールタール【t】		37.3	コールタール【t】		37.3	-0.00%
コークス炉ガス【千m³】		21.1	コークス炉ガス【千m³】		18.4	-12.80%
高炉ガス【千m³】	3.41	高炉ガス【千m³】		3.23	-5.28%	
		発電用高炉ガス【千m³】		3.45	—	
転炉ガス【千m³】		8.41	転炉ガス【千m³】		7.53	-10.46%
産業用蒸気【GJ】		1.02	産業用蒸気【GJ】		1.17	14.71%
産業用以外の蒸気【GJ】		1.36	産業用以外の蒸気【GJ】		1.19	-12.50%
温水【GJ】		1.36	温水【GJ】		1.19	-12.50%
冷水【GJ】		1.36	冷水【GJ】		1.19	-12.50%

(参考) エネルギー換算係数 (非化石燃料)

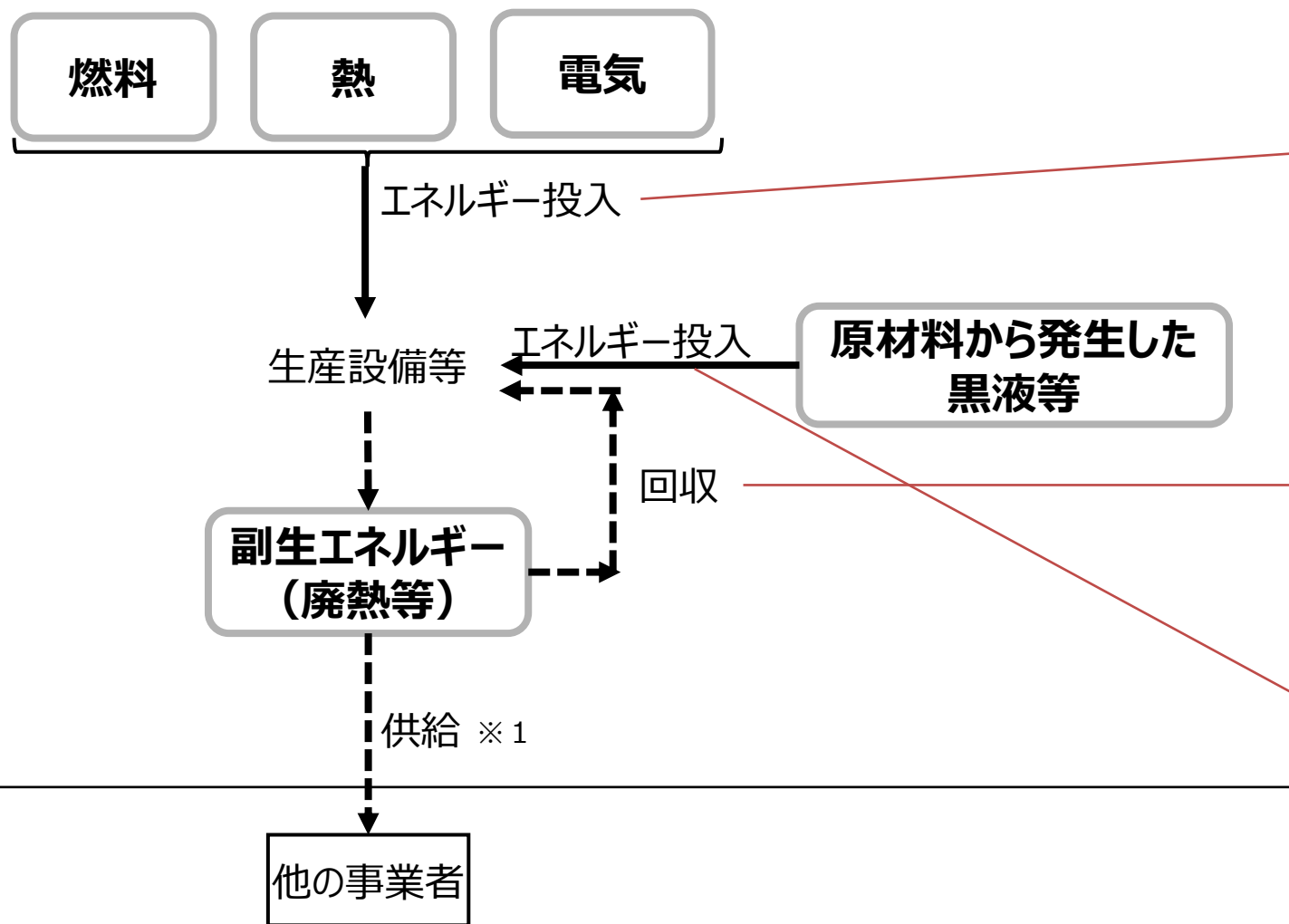
- 改正省エネ法では、新たに以下の非化石燃料等についても報告対象となる。

項目	単位発熱量 (MJ/kg)	実測での報告	燃料の例
黒液	13.6 (絶乾)	○	黒液
木材	13.2 (絶乾)	○	木質チップ、木質ペレット (ホワイトペレット、全木ペレット、バークペレット、ブラックペレット等)、薪、木質ブリケット燃料、オガライト、木炭、ヤシ殻等の森林由来、工場残材由来および建築廃材由来等の木質原料から作られた燃料製品
木質廃材	17.1 (絶乾)	○	木くず、おがくず、表皮 (バーク)、分枝、パルプ製造時の残滓等の工場において発生する木質原料を起源とする廃棄物等
バイオエタノール	23.4 (MJ/L)		植物や動物などバイオマス由来の資源から作られ、ガソリンを代替する液体燃料
バイオディーゼル	35.6 (MJ/L)		廃食用油などバイオマス由来の資源から作られ、軽油を代替する液体燃料
バイオガス	21.2 (MJ/m ³ SATP)		家畜排泄物、生ごみ、食品残渣、下水処理場等から発生するバイオマス由来の資源から作られたガスを回収し、燃料製品としたもの
その他バイオマス	13.2	○	紙くず、古紙粕、パルプ粕、ペーパースラッジ、畳、乾燥有機汚泥 (下水汚泥、活性汚泥等)、肉骨粉、油脂ピッチ、脂肪酸ピッチ、食品加工時に発生する再利用できない副生廃棄物 (コーヒー粕、バガス等) 等の植物や動物などバイオマス由来の資源から作られた主に固体の燃料等で、原料や利用形態が特定できないもの等
RDF	18.0		一般廃棄物、産業廃棄物のうち金属等の不燃分や水分を除去、分離し、可燃物を精製固化し添加物を加え、発熱量を調整して燃料製品としたもの
RPF	26.9		廃プラスチックや再生利用困難な古紙等を混合、成型し、発熱量を調整して燃料製品としたもの
廃タイヤ	33.2	○	一般廃棄物や産業廃棄物から分別された使用済タイヤを燃料として使用するもの
廃プラスチック	29.3	○	自動車破碎残渣 (ASR) 等の再生利用しない使用済プラスチック
廃油	40.2 (MJ/L)	○	廃棄物から分別され、焼却処分される油脂及び油脂等に分離処理等を施し燃料製品としたもののうちバイオマス由来以外のもの
廃棄物ガス	21.2 (MJ/m ³ SATP)		埋立処分場において副生するメタン等の可燃性ガスのうち、バイオマスのみを由来としたガスか否かが明らかでないものを回収し、燃料製品としたもの
混合廃材	17.1	○	布、廃白土、蓄糞たい肥化燃料、含油汚泥、未燃灰、繊維くず等、CPF (フラフ燃料) 等のバイオマス由来のみでない固体状の廃材、又は複数の廃材等が混在するもの
水素	142 (MJ/kg)		水素
アンモニア	22.5 (MJ/kg)		アンモニア

※熱量換算の詳細については定期報告書の記入要領で示す。

(参考) 副生エネルギーのカウントについて

事業所内



①投入した段階においてエネルギーカウントする。

②投入エネルギー由来の熱・ガス等を回収して自ら使用する場合には、投入エネルギーとダブルカウントしないようにするため、エネルギーカウントしない。

なお、副生エネルギーの使用拡大は、全体のエネルギー使用量の削減になるところ、結果的に省エネに資する。

③原材料から副次的に発生し回収したガス・黒液等は、自ら使用する段階で投入エネルギーとしてエネルギーカウントする。

※ 1 副生エネルギーは、他の事業者販売したものは自らのエネルギー使用量から差し引くことができる（ただし、熱供給事業者が販売する熱及び電気事業者が販売する電気は副生エネルギーには当たらない。）。
加えて、副生エネルギーのうち、未利用熱を購入した事業者においては、当該熱を自らのエネルギー使用量から差し引くことができる（未利用熱活用制度）。

【参考】再エネ出力制御の実施状況等

上段：[年間制御電力量(kWh)]、下段：[年間総需要(kWh)]

	九州						北海道		東北	
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
年間の出力 制御率※2	0.9% [1.0億] [864億]	4.0% [4.6億] [844億]	2.9% [4.0億] [837億]	3.9% [5.3億] [853億]	3.0% [4.5億] [845億]	8.3% [12.9億] [849億]	0.04% [191万] [301億]	0.01% [81万] [301億]	0.45% [6,379万] [813億]	0.82% [1.3億] [797億]

	中部	北陸	関西	中国		四国		沖縄	
	2023年度	2023年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
年間の出力 制御率※2	0.2% [3,782万] [1,299億]	0.56% [1,043万] [278億]	0.1% [0.087万※6] [1,399億※6]	0.45% [3,988万] [585億]	3.6% [3.2億] [569億]	0.41% [1,934万※6] [274億※6]	1.8% [9,229万※6] [267億※6]	0.08% [34.9万] [69億]	0.27% [137万] [74億]

2024年度	北海道	東北	中部	北陸
太陽光・風力 接続量※1	350万kW 太陽光 227万kW 風力 123万kW	1,061万kW 太陽光 854万kW 風力 207万kW	1,198万kW 太陽光 1,160万kW 風力 38万kW	147万kW 太陽光 129万kW 風力 18万kW
年間の出力制御率※2	0.2% (見込み) ※3、4	2.5% (見込み) ※3、4	0.6% (見込み) ※3、4	1.1% (見込み) ※3、4

2024年度	関西	中国	四国	九州	沖縄
太陽光・風力 接続量	754万kW※6 太陽光 737万kW 風力 17万kW	731万kW 太陽光 696万kW 風力 35万kW	370万kW※6 太陽光 340万kW 風力 30万kW	1,274万kW 太陽光 1,208万kW 風力 66万kW	46万kW 太陽光 44.8万kW 風力 1.2万kW
年間の出力制御率※2	0.7% (見込み) ※3、4	5.8% (見込み) ※3、4	4.5% (見込み) ※3、4	6.1% (見込み) ※3、4	0.2% (見込み) ※3

※1 2024年3月末時点。

※2 出力制御率 [%] = 変動再エネ出力制御量 [kWh] ÷ (変動再エネ出力制御量 [kWh] + 変動再エネ発電量 [kWh]) × 100

※3 各エリア一般送配電事業者による見込み。あくまでも試算値であり、電力需要や電源の稼働状況等によって変動することがあり得る。

※4 連系線活用率は右のとおり。北海道:50%、東北(北本):-50%、東北(東北東京):80%、中部・関西:-20%、北陸:10%、中国:0%、四国:30%、九州:95%

※5 当該表に無い東京エリアにおいては、現時点で、通常想定される需給バランスにおいて、再エネ出力制御が生じる蓋然性は低い見通し。

※6 淡路島南部地域は四国に含む。

<目次>

1. 省エネ法の概要

2. 定期報告書・中長期計画書の提出方法の変更点

3. 定期報告書・中長期計画書作成のポイント

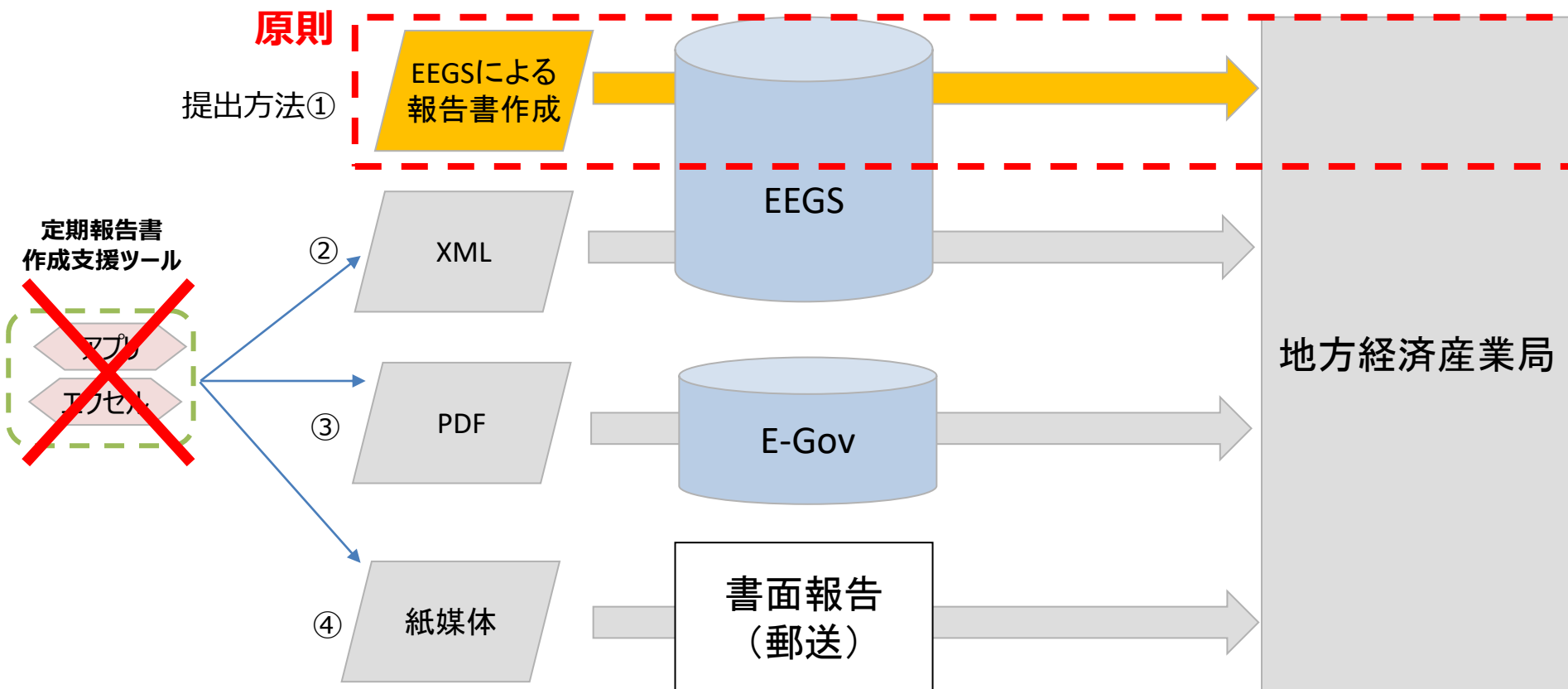
4. クラス分け制度・開示制度

5. 支援施策

6. 関連リンク

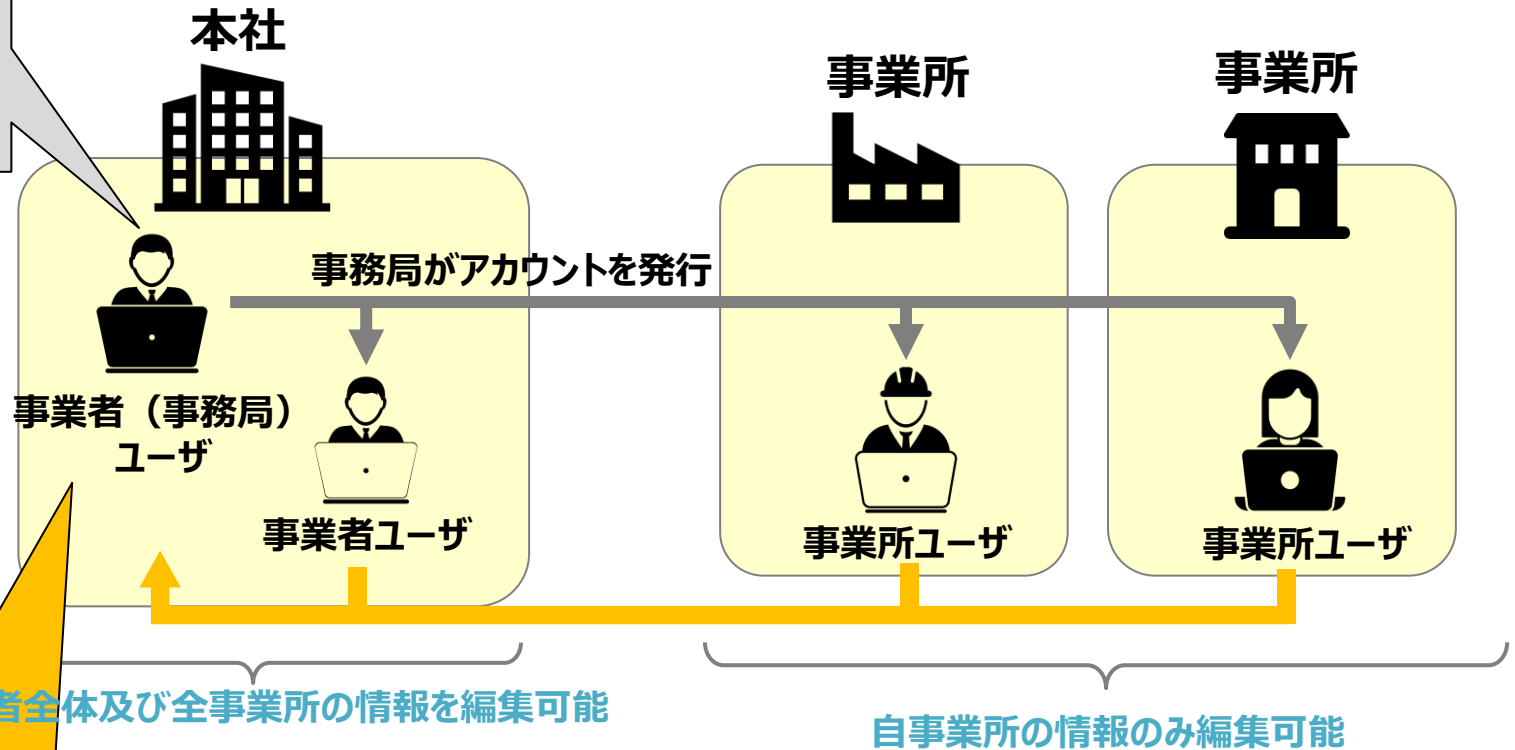
報告書の提出方法の変更について

- 定期報告書作成支援ツール（アプリ、エクセル）は令和 5 年度をもって廃止とし、**令和 6 年度以降はEEGSによる定期報告書の作成・提出を原則**とします。
- EEGSの利用に当たっては事前に地方経済産業局に様式43「電子情報処理組織使用届出書」の提出が必要です。



EEGSによる定期報告書作成・提出の流れ

「電子情報処理組織使用届出書」を制度所管省庁に提出し、事務局のアカウントを発行



※具体的な操作方法についてはEEGSの操作マニュアルを参照ください。

<目次>

1. 省エネ法の概要

2. 定期報告書・中長期計画書の提出方法の変更点

3. 定期報告書・中長期計画書作成のポイント

4. クラス分け制度・開示制度

5. 支援施策

6. 関連リンク

1. 定期報告書作成のポイント

2. 中長期計画書作成のポイント

特定表一表紙

- 表紙には事業者の名称等について記入します。

- ① 提出宛先は、事業者の主たる事務所（通常は本社）の所在地（特定第1表に記載の住所と同じ）を管轄する**経済産業局長**及び設置している全ての工場等に係る**事業を所管している省庁**（特定第3表及び特定第12表の産業分類毎に確認）。

（宛先が複数ある場合は宛先を連名で記入可能です
例：関東経済産業局長、関東農水局長）

- ② 届出日（提出年月日）を記載。西暦が望ましい。
- ③ 住所（本社登記住所）・法人名・法人番号・代表者の役職名・代表者氏名等を記入。

※法人名は、正式名称を略さず記載

法人番号(13桁)は、国税庁ホームページより検索
<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

※代表者の役職名は、公式なものを記載（押印は不要。）

※法人名（英語表記）と銘柄コードは任意入力（有している事業者のみ記入。）。

様式第9（第36条関係）	
※受理年月日	
※処理年月日	
定期報告書	
① ○○経済産業局長 殿	② 2024年 ○月 ○日
③	住所 法人名 法人名（英語表記） 法人番号 銘柄コード 代表者の役職名 代表者の氏名
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第16条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。	

特定表一第1表 事業者の名称等

- 事業者情報について記入します。

①「連絡先」は定期報告書の内容に関する問合せのほか、クラス分け判定結果や執行上の注意事項等の連絡のために使用いたします。

※メールアドレスはクラス分け判定結果のフードバックメールに使用しています

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号										
特定排出者番号										
事業者の名称										
主たる事務所の所在地	〒									
主たる事業										
細分類番号										
エネルギー管理統括者の職名・氏名	職名 氏名									
エネルギー管理企画推進者の職名・氏名・勤務地・連絡先	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 勤務地 〒 ① 電話 (— —) FAX (— —) メールアドレス									
前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無 有の場合 変更前の事業者の名称 : _____ 変更前の事業者の所在地 : _____										

特定－第2表 事業者のエネルギーの使用量等

● 特定－第2表には、報告対象年度に使用したエネルギー量を記載頂きます。

特定－第2表 事業者のエネルギーの使用量等
1－1 エネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

2023年度

エネルギーの種類		単位	使用量		他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量		連携省エネルギー措置を踏まえた使用量					
											連携分を除いたエネルギー使用量		連携分のエネルギー使用量			
			数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ
原油（コンデンセートを除く。）	kl															
原油のうちコンデンセート（NGL）	kl															
～																
注		GJ														
非化石燃料	黒炭	t														
	木材	t														
	木質廃材	t														
	バイオエタノール	kl														
	バイオディーゼル	kl														
	バイオガス	㎥														
	その他バイオマス	t														
	BF	t														
	BF	t														
	廃タイヤ	t														
	廃プラスチック	t														
	廃油	kl														
	廃棄物ガス	㎥														
	混合廃材	t														
	水素	t														
アンモニア	t															
その他	()	GJ														
	()	GJ														
小計		GJ														

報告対象年度（エネルギーを使用した年度）は「2023年度」と記入して下さい

「数値」の欄は、1年度間の使用量について、各工場等のエネルギー使用量を合算し、原則小数点以下第1位を四捨五入して**整数値**で記入して下さい

使用量が極めて少ないため、小数点以下第1位を四捨五入することによって「0」となった場合又は使用していないエネルギーについては、原則、使用量の数値及び熱量 G J の欄を「**空欄**」として下さい（「0」、「－」や斜線等は記入しないで下さい）

非化石エネルギーが報告対象に加わった事に伴い、表の項目が大幅に増えております。なお、表に無いものについても、エネルギーとして使用した際は報告対象となりますが、以下の通り化石燃料と非化石燃料で報告方法が異なるのでご留意下さい。

- 化石燃料：項目にないものは、項目にある燃料のうち最も近い燃料の使用量に含めるかたちで報告
- 非化石燃料：項目にないものは「その他」にて報告

特定－第2表 事業者のエネルギーの使用量等

- 令和6年度までは、これまで電気需要平準化のために報告頂いていた以下の電気量もご報告頂く必要がございますのでご注意ください。様式には記入欄はございませんが、EEGS上に入力欄を設けております。

① 電気事業者から買電した電気量（昼間買電・夜間買電）

「昼間買電」及び「夜間買電」とは
一般送配電事業者、送電事業者及び特定送配電事業者が維持し、
運用する電線網を介して供給を受ける電気の昼夜別使用量のこと

昼間買電	8時から22時
夜間買電	22時から翌日8時

② 電気事業者から買電した電気需要平準化時間帯の電気量

「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」とは
夏期（7月1日から9月30日）及び冬期（12月1日から3月31日）の8時から22時までのこと
→したがって、当該項目には、
「昼間買電」のうち、夏期（7月～9月）及び冬期（12月～3月）の使用量を記入して下さい

- ※ 電気需要平準化時間帯の買電量を自ら計測しての把握ができない場合は、電力会社から提供される検針票の力率測定用の有効電力量を報告して下さい。
- ※ 検針票を用いても把握できない場合は、夏期（7月～9月）及び冬期（12月～3月）の全ての昼夜間買電量を報告して下さい。

（注）夏期・冬期における
電気需要平準化時間帯は、
昼間買電の内数です。
「電気」の小計で重複計上
しないで下さい。

特定-第2表

電 気	電 気 事 業 者	高炉ガス	千m ³					
		転炉ガス	千m ³					
		その他の	都市ガス	千m ³	5,833	261,318		
		蒸気	GJ	601	613			
			GJ					
			GJ					
		小計	GJ		273,234			
		昼間買電	千kWh	41,030	409,069			
		夏期・冬期における 電気需要平準化時間帯	千kWh	(24,500)	(244,265)			
		夜間買電	千kWh	13,338	123,777			
		上記以外の買電	千kWh					
		自家発電	千kWh	70		30	293	
		小計	千kWh	54,365	532,846	30	293	
合 計 GJ					810,823		293	
原油換算 k1				㊦	20,919		㊦ 8	
前年度原油換算 k1					21,173			
対前年度比 (%)					98.8			

特定－第2表1-2 電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

- 特定第2表1－2では、電気需要最適化原単位の算出に必要な、月別もしくは時間帯別の電気使用量をご報告頂きます。

①報告にあたっては、事業者単位で月別・時間帯別のいずれか1つを選択。
※指定工場がある場合は、全ての工場にて月別か時間帯別かを統一。

②（月別を選択した場合に記入）
月ごとの電気使用量に、資源エネルギー庁が4月下旬に公表する月ごとの係数を乗した数値を記入。
※月ごとの係数はエリア毎に異なるため、エリアを跨いで複数事業を所有する事業者にあたっては、エリア毎の電気の使用量に各エリアの係数を乗じて電気の使用量を計算してください（（注）のとおりExcelで計算頂きます。）。

③（時間帯別を選択した場合に記入）
30分または60分単位で計測した系統電気の使用量に、エリア毎の「出力制御時間帯」、「需給が厳しい時間帯」、「その他の時間帯」の係数を乗じた数値を記入。

（注）
時間帯別を選択した場合はEEGSに電気使用量を入力すれば自動で換算がされます。
月別を選択した場合は、省エネ課が公開するExcelにて計算をしていただき、その数値をEEGSに入力いただく必要がございます。Excelの公開ページは「関連HP」をご覧ください。

1－2 電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

※時間帯別を選んだ際の記載例

時間帯	単位	年度					
		使用量		連携分を除いたエネルギー使用量		連携省エネルギー分のエネルギー使用量	
		数値	原油換算kL	数値	原油換算kL	数値	原油換算kL
月別	4月	千kWh					
	5月	千kWh					
	6月	千kWh					
	7月	千kWh					
	8月	千kWh					
	9月	千kWh					
	10月	千kWh					
	11月	千kWh					
	12月	千kWh					
	1月	千kWh					
	2月	千kWh					
	3月	千kWh					
時間帯別	出力制御時間帯	千kWh	100,000	9,288			
	需給が厳しい時間帯	千kWh	70,000	22,033			
	その他の時間帯	千kWh	130,000	31,528			
合計			62,528				

備考 1 事業者単位で月別・時間帯別のいずれか1つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。
2 原油換算kL欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

特定－第2表1-2 電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

● 令和6年度報告時に使用する係数及びExcelの計算シートは以下の通り公表しています。

時間帯別を選択した際に使用する係数

● 電気需要最適化係数の設定方法

時間帯別電気需要最適化係数

30分又は60分単位で計測した系統電気の使用量を一次エネルギー換算する際に用いる係数

時間帯別電気需要最適化係数は以下の通り

- (1) 再エネ出力制御時：3.60 MJ/kWh
(2日前の時点で出力制御が見込まれる日の8時から16時)
- (2) 需給状況が厳しい時：12.2 MJ/kWh
(前日の時点で一部の時間帯で広域予備率が5%未満となることが見込まれる日の0時から24時)
- (3) その他の時間帯：9.40 MJ/kWh

月別電気需要最適化係数

1か月単位で計測した系統電気の使用量を一次エネルギー換算する際に用いる係数

月別電気需要最適化係数は以下の時間帯の区分で設定される係数を月ごとに平均した値。
報告対象年度における実績値を基に、エリアごとに設定されます。

- (1) 再エネ出力制御時：3.60 MJ/kWh
(出力制御を実施した時間帯)
- (2) 需給状況が厳しい時：12.2 MJ/kWh
(一部の時間帯で広域予備率が5%未満となった日の0時から24時)
- (3) その他の時間帯：9.40 MJ/kWh

(参考) 前年度の実績をもとに算出した月別電気需要最適化係数
報告対象年度の前年度の出力制御と広域予備率の実績をもとに算出される前年度の月別電気需要最適化係数も参考にしていただき、電気の需要の最適化に取り組んでいただくことが出来ます。
前年度の実績をもとに算出した月別電気需要最適化係数は、毎年4月に公表します。

月別を選択した際に使用する係数

2022年度の実績をもとに算出した月別電気需要最適化係数

	GJ/千kWh									
	北海道	東北	東京	北陸	中部	関西	中国	四国	九州	沖縄
4月	9.40	9.08	9.40	9.40	9.40	9.40	9.27	9.14	8.30	9.40
5月	9.35	8.87	9.40	9.40	9.40	9.40	9.09	9.03	8.97	9.40
6月	9.40	9.40	9.68	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40
7月	9.40	9.40	9.49	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40
8月	9.38	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.34	9.40
9月	9.31	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.34	9.40
10月	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.28	9.40	8.96	9.40
11月	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.14	9.40
12月	9.49	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.34	9.40
1月	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.03	9.34
2月	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	8.50	9.40
3月	9.40	9.18	9.40	9.40	9.40	9.40	9.09	9.28	8.03	9.28

特定－第2表1-3 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

- 特定第2表 1－3 では、1年間のうちデマンドリスポンス（以下DR）（※）を実施した日数をご報告頂きます。

※DR：電気の需要側における、電気の供給状況に合わせて、電気の需要を減らしたり、（下げDR）、需要を増やす（上げDR）取組。

1－3 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	9
------------------------	---

- 備考 1 1日に数回DRの対応を行った場合にも、「1日」として報告を行うこと。
2 設置する指定工場等のうち最も多い事業所の日数を記載すること。

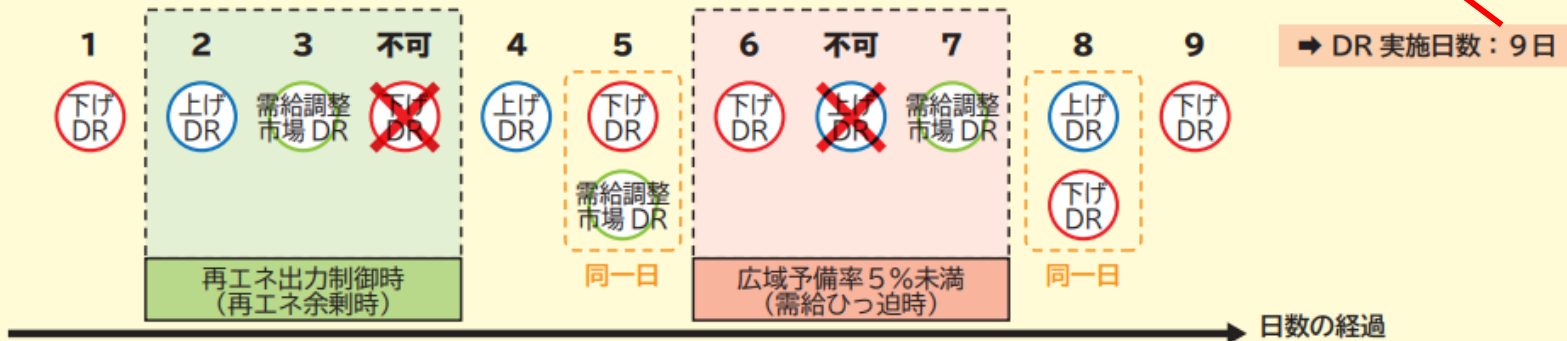
DRの実施日数を記載。
指定工場等がある場合は、
設置する指定工場等のうち
最も多い事業所の日数を
記載。

DR 実施日数のカウント方法

（様々なDRがあるが、種類を区別せず）DRを実施した「日数」をカウント

需給ひっ迫時の上げDR（需要増加）や再エネ余剰時の下げDR（需要抑制）はカウント不可

DR 実施日数のカウントイメージ



特定－第3表 エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位

$$\text{エネルギー消費原単位} = (A' - B - B') / C$$

A = エネルギー使用量 (燃料、熱、電気の使用量)

A' = Aのうち、非化石燃料の使用量に0.8を乗じた使用量

B = 販売した副生エネルギー量

B' = 購入した未利用熱量

C = エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値 (例：生産量、売上高、etc)

(注. 「A」、「B」、「B'」は原油換算k lとして計算)

$$\text{電気需要最適化評価原単位} = (A'' - B - B') / C$$

A = エネルギー使用量 (燃料、熱、電気の使用量)

A'' = Aのうち、非化石燃料の使用量に0.8を乗じ電気需要最適化係数を考慮した使用量

B = 販売した副生エネルギー量

B' = 購入した未利用熱量

C = エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値 (例：生産量、売上高、etc)

(注. 「A」、「B」、「B'」は原油換算k lとして計算)

特定－第3表 1－1 (Aの場合)

● 特定-第3表 1－1 エネルギーの使用に係る原単位等をAの場合（エネルギーの使用と密接な関係を持つ値を事業者全体で1つに設定できる場合）に記載する方法は、以下の通りです。

特定－第3表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギー消費原単位等及び電気需要最適化評価原単位等
1－1 エネルギー消費原単位等

番号	事業分類				事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算															
					エネルギーの使用量 (原油換算 k1) (A-1)	非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算 k1) (A-1')	販売した副生エネルギーの量 (原油換算 k1) (B)	購入した未利用熱の量 (原油換算 k1) (B')	(C-1) = (A-1') - (B) - (B')	(C-1) の構成割合 (%) (D-1) = (C-1) / (E-1) × 100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (E)	エネルギー消費原単位 (F-1) / (E)	電気需要最適化評価原単位 (G-1) / (F)							
1	工場等に係る事業の名称	婦人服小売業			1,856 (1,265)	1,739 (1,265)			1,739 (1,265)											1) / 100 (D-1)
	細分類番号	5	7	3																
2	工場等に係る事業の名称	かばん・袋物小売業			815 (726)	797 (726)			797 (726)											(E-1)
	細分類番号	5	7	9																
3	工場等に係る事業の名称	洋服雑貨・小間物小売業			611 (512)	591 (512)			591 (512)											(F-1)
	細分類番号	5	7	9																
					(S-1) (合計)	(S-1') (合計)	(T) (合計)	(T') (合計)	(U-1) (合計)		(V)	(W-1)	(X-1)	(Y-1) = (W-1) / (X-1) × 100						
					3,282 (2,503)	3,127 (2,503)			3,127 (2,503)	100%	1,125 (名称: 売上高) (単位: 百万円)	2.800 (2.225)	- (2.295)	- (96.9)						

・エネルギー使用量と密接な関係をもつ値は、原則、**最下位を四捨五入した有効数字4桁を持った数字**で記入
(例: 1,125百万円、33,740m³)

・原単位は、原則、**有効数字4桁**で記入
(例: 2.225、0.1848)

非化石燃料の使用量を0.8倍して再計算して下さい。

前年度の「原単位」を記入して下さい
今年が初めての提出で記入できない場合は「-」を記入して下さい

2024年度報告に当たっては旧省エネ法に基づく数を () 書きで記入し、正省エネ法に基づく数を () の外に記入して下さい。

合計が合わないケースが多く発生しますので注意してください

原単位

対前年度比

細分類番号が異なる事業であっても、エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値

・エネルギーの使用量は整数で記入
・エネルギー使用量と密接な関係をもつ値は、原則、最下位を四捨五入した有効数字4桁を持った数字で記入
（例：1,125百万円、33,740㎡）
・原単位は、原則、有効数字4桁で記入
（例：2.225、0.1848）

非化石燃料の使用量を0.8倍して再計算して下さい。

前年度の「原単位」を記入して下さい
今年が初めての提出で記入できない場合は「－」を記入して下さい

2024年度報告に当たっては旧省エネ法に基づく数値を（ ）書きで記入し、改正省エネ法に基づく数値を（ ）の外に記入して下さい。

合計が合わないケースが多く発生していますので注意してください

原単位

対前年度比

細分類番号が異なる事業であっても、エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値E⑤が同じであれば、事業者全体をまとめて、原単位を算出する

特定－第4表 1 及び 2 について（Aの場合）

● 事業者の過去 5 年間のエネルギー使用に係る原単位の変化状況を記入してください。

- ① 過去の年度の原単位及び対前年度比を旧省エネ法に基づく数値と改正省エネ法に基づく数値の両方を記載（記入例参照）
 - ・報告対象年度の 4 年前～ 1 年前の原単位、前年度比欄については、前年度の報告書から転記
 - ・報告対象年度の原単位（特定－第3表の ㊦）および対前年度比（%）（特定－第3表の㊧）は一番右の欄に（直近の報告値が右に来るよう）記入。
- ② 直近 5 年度間の途中で報告義務が発生した場合には、報告を始めた年度の値から記入。
- ③ 原単位については、原則、有効数字 4 桁で記入。
- ④ 5 年度間の平均原単位変化の欄に、過去 5 年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値を 4 乗根し、小数点第 2 位を四捨五入して小数点第 1 位まで記入。（ J × K × L × M ）^{1/4}（%）

1 エネルギー消費原単位

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	5 年度間平均 原単位変化
エネルギー消費原単位	(2.301)	(2.299)	(2.277)	(2.295)	2.800 (2.225)	
対前年度比 (%)		㊦-1 99.9	㊧-1 99.0	㊨-1 100.8	㊩-1 96.9	99.1

過去 4 年間の原単位の未記入や誤りが多く発生していますので注意してください

なお、過去 5 年度間の記載無い場合（4年度間以下になる場合）は、5 年度間平均原単位変化欄には何も記入しない。

↓ 2021年度（2020年度実績）から報告されている事業者の例

特定－第4表 事業者の過去 5 年度間のエネルギーの使用に係る原単位の変化状況

	年度	年度 2020	年度 2021	年度 2022	年度 2023	5 年度間平均原 単位変化
エネルギーの使用に係る原単位		(99.3)	(98.2)	(99.7)	98.5 (97.9)	
対前年度比 (%)		㊦	㊧	㊨	㊩	

参考：特定－第4表 1 及び 2 における経過措置

- 改正省エネ法では、非化石エネルギーも含めたエネルギー全体の使用の合理化を図ることが必要。
- 5年度間平均エネルギー消費原単位の算定に当たっては、以下のとおり、経過措置を設けます。

●改正前の省エネ法に基づく数値は（ ）内に、改正後の省エネ法に基づく値は（ ）外に記載する。

■ 2024 年度定期報告（2023 年度実績）

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	5 年度間平均 原単位変化
エネルギー消費原単位	(95.92)	(94.96)	(92.97)	(91.11)	(91.11) 90	98.7
対前年度比 (%)		99.0	97.9	98.0	100.0	

■ 2025 年度定期報告（2024 年度実績）

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	5 年度間平均 原単位変化
エネルギー消費原単位	(94.96)	(92.97)	(91.11)	(91.11) 90	88.2	98.5
対前年		97.9	98.0	100.0	98.0	

■ 2026 年度定期報告（2025 年度実績）

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	5 年度間平均 原単位変化
エネルギー消費原単位	(92.97)	(91.11)	(91.11) 90	88.2	88.2	99.0
対前年度比 (%)		98.0	100.0	98.0	100.0	

■ 2027 年度定期報告（2026 年度実績）

	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年	原単位変化
エネルギー消費原単位	(91.11)	(91.11) 90	88.2	88.2	87.32	99.3
対前年度比 (%)		100.0	98.0	100.0	99.0	

両方の数値を記載

改正後の省エネ法に
基づく原単位変化

特定－第4表 3 非化石エネルギーの使用状況

- 3-1「非化石電気の使用状況」は全ての事業者が記入する必要があります。
- 3-2「定量目標の目安に関する指標の状況」は、目安設定業種のみ記入が必須となります。
- 3-3「その他の指標の状況」は、中長期計画書にて「その他の指標の状況」を設定している場合は記入が必須となります。
- 3-4「非化石エネルギーの使用状況の算出に当たり、根拠となる情報」には、3-1、3-2、3-3で記載した割合の算出方法（計算式等）を記入して下さい。

3－1 非化石電気の使用状況

指標	指標の範囲における 全体のエネルギー使用量 (原油換算 k1)	非化石電気の使用状況						目標
		年度	年度	年度	年度	2023 年度	2030 年度	2030 年度
使用電気全体に占める 非化石電気の比率	205,347	%	%	%	%	27.1 %	60.0 %	

中長期計画書に記
載した目標を記入

3－2 定量目標の目安に関する指標の状況

区分	対象 となる 事業	指標	指標の範囲における 全体のエネルギー使用量 (原油換算 k1)	指標の状況					定量目標 の目安	目標
				年度	年度	年度	年度	2023 年度	2030 年度	2030 年度
2	セメント 製造業	焼成工程における 非化石燃料の使用 割合	800,000					27.1%	28%以上	30%

中長期計画書に記
載した目標を記入

3－3 その他の指標の状況

指標	指標の範囲における 全体のエネルギー使用量 (原油換算 k1)	指標の状況					目標
		年度	年度	年度	年度	2023 年度	2030 年度
事業者全体の全エネ ルギー使用量に占める非化 石エネルギー比率	996,845					24.9%	30%

中長期計画書に記
載した目標を記入

参考：非化石エネルギーの使用状況の算出方法

- 非化石エネルギーの使用状況の算出に当たっては、以下 3 点を考慮して下さい。

I. 「重み付け非化石」に該当する電気の使用量を 1.2 倍する

自家発太陽光やオフサイト型PPA（FIT/FIP非認定）、他事業者から供給される非燃料由来の非化石電気等は、非化石エネルギー使用状況を算出する際、その使用量に 1.2 を乗じて計算して下さい。

※ただし、燃料を投じるものを除く再エネ自家発電（太陽光発電、風力発電、地熱発電等）については、下式のとおり熱量換算係数を 8.64（全電源平均係数）として再計算した上で、1.2 を乗じてください。

非化石エネルギー使用状況の算出時における再エネ自家発電電（※）の使用量

$$\begin{aligned} &= \text{発電量(千 kWh)} \times 3.6 (\text{GJ/千 kWh}) \times \underbrace{8.64/3.6}_{\text{全電源平均係数で再計算}} \times 1.2 \\ &\quad \underbrace{\hspace{10em}}_{\text{通常のエネルギー使用量}} \end{aligned}$$

II. 証書等の非化石エネルギーみなし量を化石エネルギー使用量と置き換える

非化石エネルギー使用状況の算出の際、証書等の非化石エネルギーみなし使用量を化石エネルギー使用量と置き換えて計算して下さい。

III. 他社に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量を分母・分子から控除

非化石エネルギー使用状況の算出の際、熱・電気供給の用に供するエネルギーを発生させるために使用した燃料の使用量は差し引いて計算して下さい。

上記 I、II、III を踏まえ、非化石エネルギーの使用状況は下式のとおりとなります。

$$\text{非化石エネルギーの使用状況} = \frac{\text{非化石エネルギーの使用量(重み付け非化石 1.2 倍)} + \text{II} - \text{III}}{\text{全エネルギー使用量(重み付け非化石 1.2 倍)} - \text{III}}$$

参考：非化石転換の評価対象となる証書等について

1. 評価される証書等の種類

熱	電気	その他
・非化石熱由来国内クレジット ・非化石熱由来オフセット・クレジット ・認証済グリーン熱証書 ・非化石熱由来J-クレジット	・非化石電気由来国内クレジット ・非化石電気由来オフセット・クレジット ・認証済グリーン電力証書 ・非化石電気由来J-クレジット ・非化石証書	・その他我が国全体の非化石エネルギーへの転換に資するものとして適切であると認められる証書等

※ 非化石熱及び非化石電気を使用して温室効果ガスを削減したものに限る。例えば、J-クレジットの場合、工業プロセス（IN-001～005）、農業（AG-001～005）、廃棄物（WA-001～003）、森林（FO-001～003）の方法論によるプロジェクトは、省エネ法における非化石エネルギーのみなし使用量として報告することはできない。

2. 非化石エネルギーのみなし使用量の計算方法

$$\text{非化石エネルギーのみなし使用量} = \text{報告対象年度の無効化量} - \text{報告対象年度の移転量} + \text{非化石証書に係る電力の量^(※)}$$

※ 1月1日～12月31日の発電に係るもの

- ※ 証書等のプロジェクトにおいて非化石燃料を使用している場合については、非化石熱として使用している場合には熱の非化石価値として、非化石電気として使用している場合には電気の非化石価値として、化石熱又は化石電気の置き換えに使用することができる。
- ※ 非化石証書については、電気事業者（電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者、同項第9号に規定する一般送配電事業者及び同法第27条の19第1項に規定する登録特定送配電事業者）から供給された電気の使用量を非化石電気とみなすことができるが、当該化石電気の使用量を超えてのみなし使用量を評価することはできない。

3. 報告に当たっての留意事項

- ・ 証書等による非化石エネルギーのみなし使用量を報告する際には、無効化、償却又は移転等した証書等の根拠となる資料（無効化通知等）をPDF化し、EEGSに添付のうえ提出してください。
- ・ 紙提出の場合には、定期報告書に同封してください。

特定－第4表 3-1

- 3-1には、事業者全体の使用電気（自家発電含む）に占める非化石電気の比率について実績等を記入して下さい。ただし、販売した電気は含みません。
- 本表において電気の使用量をエネルギー換算する際には、一次換算係数8.64（GJ/千kWh）を乗じて算出して下さい。
- 「重み付け非化石」に該当する電気には、その使用量に1.2倍を乗じて算出して下さい。
- 本表における目標年度は必ず2030年度に設定して下さい。

3-1 非化石電気の使用状況

指標	指標の範囲における 全体のエネルギー使用量 (原油換算 kl)	非化石電気の使用状況						目標
		年度	年度	年度	年度	2023 年度	2030 年度	
使用電気全体に占める 非化石電気の比率	205,347	%	%	%	%	27.1 %	60.0%	

中長期計画書に記載した目標を記入

販売した電気を除く、事業者全体の電気の使用量（※自家発電含む）

年度ごとに右詰め記入

※燃料を投じて発電した自家発電電気の使用量は通常、投入燃料でエネルギーカウントするため、発電量は熱量換算しませんが、非化石電気の使用状況の算出においてはこれも熱量換算して計算をしてください。

特定－第4表 3-2

- 3-2では、業種ごとに国が設定する定量目標の目安に関して、実績等を記入して下さい。
- 本表は目安の設定がある**5業種のみ記入が必須**です。（その他の事業者は記入不要）
- 本表における**目標年度は必ず2030年度に設定**して下さい。

3－2 定量目標の目安に関する指標の状況

区分	対象となる事業	指標	指標の範囲における 全体のエネルギー使用量 (原油換算 kl)	指標の状況					定量目標 の目安	目標
				年度	年度	年度	年度	2023年度	2030年度	2030年度
2	セメント製造業	焼成工程における 非化石燃料の使用割合	800,000					27.1%	28%	30%

中長期計画書に記
載した目標を記入

年度ごとに右詰め記入

左表に記載の水準をそのまま記載

●定量目標の目安となる水準

区分	事業	指標	目安となる水準
1 A	高炉による製鉄業 (※1)	水素、廃プラスチック又はバイオマスの導入等の非化石エネルギーへの転換に向けた取組による、2030年度における2013年度比石炭の使用量に係る原単位（石炭の使用量を粗鋼の生産量で除して得た値をいう。）削減割合	2%以上
1 B	電炉による製鉄業 (※2)	2030年度における外部調達する電気及び自家発電による電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	59%以上
2	セメント製造業 (※3)	2030年度における焼成工程（原料を高温で焼成し中間製品であるクリンカーを製造する工程）における化石燃料及び非化石燃料の使用量に占める非化石燃料の使用量の割合	28%以上
3 A	洋紙製造業（※4）	①主燃料を石炭とするボイラーを有する者 2030年度における2013年度比石炭の使用量の削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーを有しない者 2030年度における外部調達する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	①30%以上 ②59%以上
3 B	板紙製造業（※5）	①主燃料を石炭とするボイラーを有する者 2030年度における2013年度比石炭の使用量の削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーを有しない者 2030年度における外部調達する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	①30%以上 ②59%以上
4 A	石油化学系基礎製 品製造業（※6）	①主燃料を石炭とするボイラーを有する者 2030年度における2013年度比石炭の使用量の削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーを有しない者 2030年度における外部調達する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	①30%以上 ②59%以上
4 B	ソーダ工業	①主燃料を石炭とするボイラーを有する者 2030年度における2013年度比石炭の使用量の削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーを有しない者 2030年度における外部調達する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	①30%以上 ②59%以上
5	自動車製造業	2030年度における外部調達する電気及び自家発電による電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	59%以上

※熱量換算の詳細については定期報告書の記入要領で示す。

特定－第4表 3-3

- 3-3には、任意に設定した指標に関する実績等を記入して下さい。
- **本表の記入は任意**となります。
- 指標の設定に当たっては、**事業者全体の非化石比率を向上するために特に有効と考えられる指標**として下さい。
- 本表における**目標年度は、必ずしも2030年度とする必要はありません**。

3-3 その他の指標の状況

指標	指標の範囲における 全体のエネルギー使用量 (原油換算 kl)	指標の状況					目標
		年度	年度	年度	年度	2023 年度	2030 年度
事業者全体の全エネルギー 使用量に占める非化石エネ ルギー比率	996,845					24.9%	30%

中長期計画書に記
載した目標を記入

年度ごとに右詰め記入

※任意指標の例

- ・ 事業者全体のエネルギー使用に占める非化石エネルギー割合
- ・ 外部調達電気における非化石エネルギー割合
- ・ ○○製造工程における非化石エネルギー使用割合
- ・ 給湯用の熱エネルギー使用に占める非化石エネルギー割合

特定－第4表 3-4

- 3-4には、3-1、3-2、3-3の計算式など、非化石エネルギーの使用状況の算出に当たり、根拠となる情報を記載して下さい。
- 3-1、3-2、3-3それぞれについて根拠となる情報を記載いただく必要があります。
- 本表の記入は必須となります。

(記載例)

3－4 非化石エネルギーの使用状況の算出に当たり、根拠となる情報

(3-1) 非化石エネルギーの使用量〇〇kWh+ 証書等の非化石エネルギー量〇〇kWh/全エネルギー使用量〇〇kWh=〇〇%
(3-2) …

特定－第5表 2 電気需要最適化評価原単位の改善

- 過去5年度間の原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は、その理由を（ハ）に記入して下さい。
- 事業者の報告対象年度の原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は、その理由を（二）に記入してください（**原単位が昨年度と同じだった場合も記入が必要です。**）。

①過去5年度間の**電気需要最適化評価原単位（電気需要平準化評価原単位）**が平均1%以上改善できなかった場合（**第4表の5年度間平均原単位変化が99.0%を超えた場合**）は、その理由を（ハ）に具体的に記入。（改善できた場合は、記載不要。）

②前年度に比べ電気需要最適化評価原単位（電気需要平準化評価原単位）が改善できなかった場合（**特定－第4表の対前年度比㊦が100.0%以上の場合**）は、その理由を（二）に具体的に記入。（改善できた場合は、記載不要。）

2 事業者の過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（ハ）は事業者の電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（二）の理由	
①	（ハ）の理由
	（例） 主な理由としては（イ）と同じであるが、工場を24時間操業し続けており、系統電気の需給状況の予測に対して数日で操業状況を調整することができないことから、電気需要最適化評価原単位の指標の改善が行えなかった。
②	（二）の理由
	（例） 出力制御が比較的発生していた春季の期間は設備トラブルにより工場の稼働状況が低下しており、その受注残を挽回するため比較的需給ひっ迫状況の発生していた夏季の期間に工場の稼働状況を上げたことにより、電気需要最適化評価原単位が悪化した。
備考 （ハ）及び（二）共に該当する場合、双方記載すること。	

2024年度定期報告（2023年度実績）に関しては、**電気需要平準化評価原単位**同士を比較し、改善できたかを判断することになります。

改善できなかった場合は、必ず記載してください。未記入のケースが多く発生しています。

特定－第5表 3 非化石エネルギーの使用状況の向上

- 非化石エネルギーへの転換に関する指標の状況が、昨年度の指標の状況より向上しなかった場合は、その理由を記入してください（**原単位が昨年度と同じだった場合も記入が必要です。**）。
- 目標年度において、事業者が定めた非化石エネルギーへの転換に関する目標が達成できなかった場合は、その理由を記入してください。

非化石エネルギーへの転換に関する指標の当該年度の状況を、昨年度の指標の状況や設定した目標、計画と比較する等の分析を行い、指標の状況が向上しなかった理由及び当該事業者が抱えている事情等、参考となる情報を記入してください。

- ＜非化石エネルギーへの転換に関する指標＞
- 第4表3（3－1） 使用電気是体に占める非化石電気の比率
 - （3－2） 主要5業種の目安が定められた指標
 - （3－3） 任意の指標
 - （3－4） 事業者の定めた定性目標

3 非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

(例)
証書の活用、非化石比率の高い電力メニューの選択等により、使用電気全体に占める非化石電気の比率（3－1）及び事業者全体の全エネルギー使用量に占める非化石エネルギーの比率（3－3）については非化石比率を向上させることができたものの、焼成工程における非化石燃料の使用割合（3－2）については昨年と比べ減少している。これは燃料価格等の要因により非化石燃料の投入比率が低下したためである。

改善できなかった場合は、必ず記載してください。

特定－第9表 その他事業者が実施した措置

- 特定-第9表1及び2については、当該年度において、エネルギーの使用の合理化及び電気の需要の最適化に関して実施した省エネ活動、体制整備等の措置について記入して下さい。なお、特定の工場等のみで実施した措置である場合には、工場等の名称も付記して下さい。

特定－第9表 その他事業者が実施した措置

1 エネルギーの使用の合理化に関する事項

措 置 の 概 要
・省エネ推進責任者会議（年6回） ・省エネ事例発表会開催（年2回）特に効果のあった優秀事例について社長表彰
<各工場で実施> ・省エネパトロール 職場における生産設備・空調・照明等の維持管理状況の確認 ・省エネ勉強会 省エネ推進メンバーを対象として実施 ・省エネ月間の推進（2月）
<〇〇工場> ・設備を集約化して生産プロセスを見直し、高効率ボイラー1基を導入し、生産効率を5%改善した。
<本社> ・蛍光灯のLED照明への切り替えを順次実施（導入率90%）

2 電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措 置 の 概 要
<〇〇工場> ・電気を大量に消費する一部の製品を夜間に生産している。

特定－第9表 その他事業者が実施した措置

- 特定-第9表3については、非化石エネルギーへの転換に関して、取り組んだ事項について、定性的な取組も含めて記載して下さい。

3 非化石エネルギーへの転換に関する事項

措 置 の 概 要
・燃料残差も原料の一部として活用できる特徴を活かし、通常の燃料としての利用が困難である廃棄物等の非化石燃料の使用を目指し、2025年4月より利用技術の研究開発及び実証実験を進めている。
・製造工程において発生する二酸化炭素を活用した合成メタンの使用を目指し、2026年10月より研究開発及び実証実験を開始する予定。

特定－第9表 その他事業者が実施した措置

- 特定-第9表5については、2023年度に提出した中長期計画書において、報告対象年度に実施することとされていた内容（中長期計画書Ⅳ2.の内容）を転記して、その実施状況を報告してください。

5 非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書記載事項の実施状況

内容	該当する工場等	中長期計画書記載の有無	実施状況
非化石比率の高い 電力メニューへの転換	△△工場	有	○

2023年度に提出した中長期計画書において、報告対象年度に実施することとされている内容を転記してください。
なお、中長期計画書に記載がないものについてもここに記載することは可能です。その場合、「中長期計画書記載の有無」は「無」、それ以外の場合は「有」と記載してください。

記載した各計画内容の実施状況を記載してください。なお、複数年度にわたって実施する事項については、報告対象年度に実施予定であった部分の実施状況を記載してください。

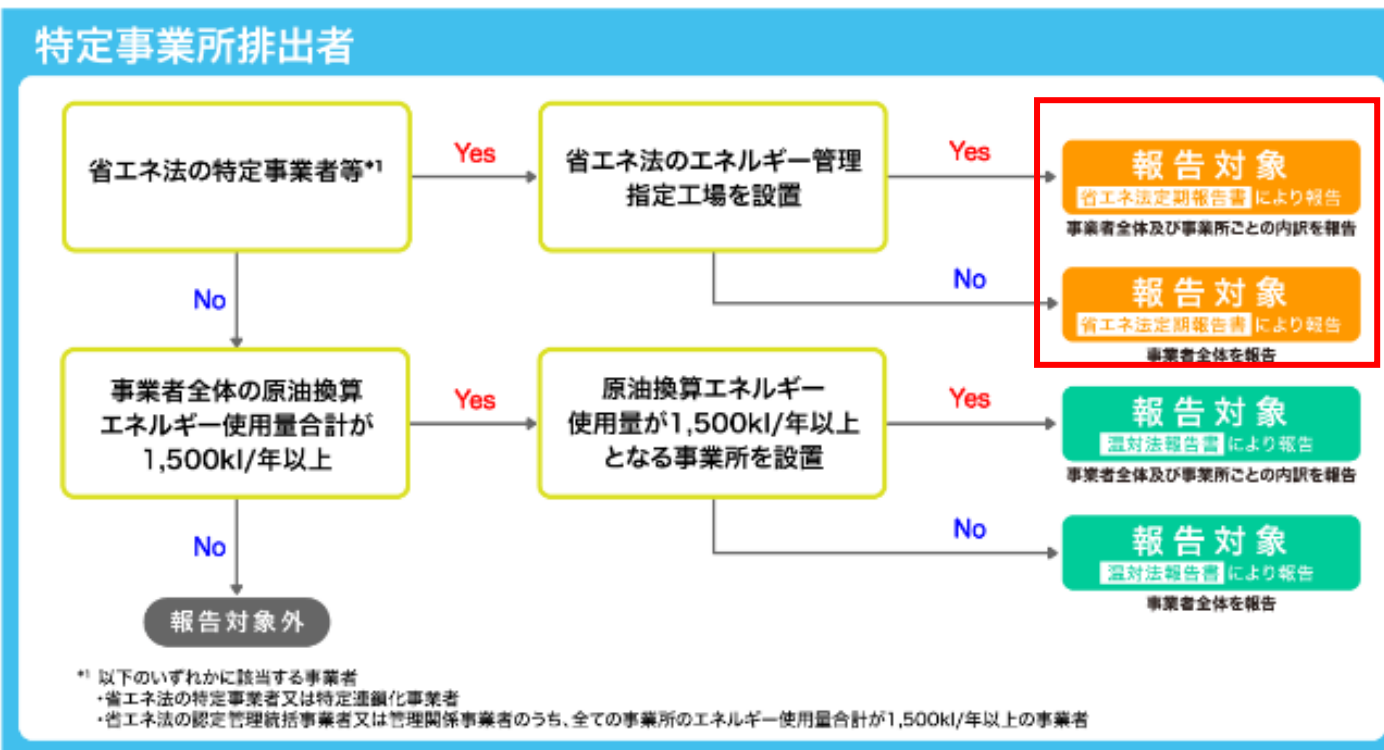
○：予定通り実施
△：計画より小規模の投資、実施の遅延があったが実施
×：未実施
－：中長期計画書に記載なし

実施状況を○△×以外の方法で記入しているケースが見られますので、○△×を記入してください。

特定－第12表 二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

- 省エネ法の特定事業者は、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）の「特定排出者」にも該当し、毎年CO₂の排出量を国に報告することが義務づけられています。
- 報告の負担を削減する観点から、**エネルギー起源CO₂の報告については省エネ法定期報告書（特定第12表）を利用した報告をして頂くこととしています。**
- 電気・ガス・熱の排出係数は、提出時点での最新の係数を使って報告書を提出頂きますので、**報告書提出後に係数に更新があったとしても差し替えをする必要はありません。**

エネルギー起源CO₂排出量の対象事業者（特定排出者）



特定－第 1 2 表 二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

- 特定-第 1 2 表については、事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等について報告してください。
- 令和6年度報告より、「**廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素**」についても報告する必要があります。

<第 1 2 表 1>

①排出年度を記載（令和 6 年度提出時は「2023年度」）。

②特定事業者全体の主たる事業及び細分類番号は、特定 1 表に同じ（日本標準産業分類に基づく事業名と細分類番号を記入。）

③主たる事業を所管する大臣を記載
※地方自治体については
「経済産業大臣、環境大臣」と記載
（〇〇局、企業庁、教育委員会等の単位で報告している場合は、事業所管大臣）

④商標又は商号等欄は、特定連鎖化事業者の場合のみ、当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号等を記載。

⑤事業者全体のCO₂実排出量を記載。
（各分類の合計値と一致しているか確認）

⑥分類した細分類毎のCO₂排出量を記載。

細分類が 1 種類のみの事業者も⑥に特定事業者全体と同じ実績を記入してください。

特定－第 1 2 表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等
排出年度： 2023 年度

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量										
番号	事業分類				エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素					
					廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く	廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素				
事業者全体	主たる事業	セメント製造業			⑤	2,415,346 t-CO ₂		1,500 t-CO ₂		
	細分類番号	2	1	2						1
	当該事業を所管する大臣	経済産業大臣								
	商標又は商号等									
1	工場等に係る事業の名称	セメント製造業			⑥	2,352,547 t-CO ₂		1,000 t-CO ₂		
	細分類番号	2	1	2						1
	当該事業を所管する大臣	経済産業大臣								
	商標又は商号等									
2	工場等に係る事業の名称	主として管理事務を行う本社等				262,799 t-CO ₂		500 t-CO ₂		
	細分類番号	2	1	0						9
	当該事業を所管する大臣	経済産業大臣								
	商標又は商号等									
3	工場等に係る事業の名称					t-CO ₂		t-CO ₂		
	細分類番号									
	当該事業を所管する大臣									
	商標又は商号等									

特定－第 1 2 表 二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

- 特定-第 1 2 表 4 の 1 , 2 については、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等の算定に用いた係数を記入してください。

<第 1 2 表 4 の 1 >

都市ガスの使用に伴う排出係数について、購入したガス事業者すべてに係る基礎排出係数を記載（適用範囲も併記のこと）。

<第 1 2 表 4 の 2 >

都市ガスの使用に伴う排出係数について、購入したガス事業者すべてに係る調整後排出係数を記載（適用範囲も併記のこと）。

事業者別の係数又は代替値を使用

- ・契約しているガス事業者が、温対法の制度HPで排出係数を公表する場合は、当該係数を使用する。（2024年6～7月に公表予定）
- ・契約しているガス事業者の事業者別係数が公表されていない場合は「代替値」を使用する。

ガス事業者のメニューの確認

- ・メニュー別契約をしている場合：
該当契約しているメニュー別係数を選択
- ・メニュー別契約をしていない場合：
「残差」と書かれているものを選択

契約しているガス事業者が、排出係数を公表しない場合は、報告にあたり、6～7月の係数公表を待つ必要はありません。

4 の 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
2.23 t-CO ₂ /千 m ³	代替値	本社
2.23	代替値	A 工場
2.23	X 社のメニュー A の基礎排出係数	B 工場
2.23	Y 社のメニュー B（残差）の基礎排出係数	C 工場

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4 の 2 調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
2.23 t-CO ₂ /千 m ³	代替値	本社
2.23	代替値	A 工場
0.00	X 社のメニュー A の調整後排出係数	B 工場
2.24	X 社のメニュー B（残差）の調整後排出係数	C 工場

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

ガス事業者別排出係数及び「代替値」は、こちらのページで公表予定です。
※表中の係数は記載例のため、正確な値は公表されるものをご確認ください。
<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>

特定－第12表 二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

- 特定-第12表4の3, 4については、電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等の算定に用いた係数を記入してください。

<第12表4の3>

電気の使用に伴う排出係数について、購入した電気事業者すべてに係る基礎排出係数を記載（適用範囲も併記のこと）。

<第12表4の4>

電気の使用に伴う排出係数について、購入した電気事業者すべてに係る調整後排出係数を記載（適用範囲も併記のこと）。

基本的には「小売電気事業者」の係数を使用

「一般送配電事業者」は離島での供給等特殊なケースであり、一般には使用しない。

電気事業者のメニューの確認

- ・メニュー別契約をしている場合：
該当契約しているメニュー別係数を選択
- ・メニュー別契約をしていない場合：
「残差」と書かれているものを選択
※多くの者が「残差」に該当

通常の契約でありながら「残差メニュー」以外を選択してしまい、調整後排出量が誤って算定されてしまうケースが多く発生していますので注意してください。

4の3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
0.0483 t-CO ₂ /kWh	X社のメニュー-Aの基礎排出係数	A工場
0.0463	Y社のメニュー-E（残差）の基礎排出係数	B工場
0.0354	Z社の基礎排出係数	C工場

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の4 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
0.0000 t-CO ₂ /kWh	X社のメニュー-Aの調整後排出係数	A工場
0.0441	Y社のメニュー-E（残差）の調整後排出係数	B工場
0.0354	Z社の調整後排出係数	C工場

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

電気事業者別排出係数は、こちらのページで公表予定です。

※表中の係数は記載例のため、正確な値は公表されるものをご確認ください。

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>

特定－第 1 2 表 二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

- 特定-第 1 2 表 4 の 5 , 6 については、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等の算定に用いた係数を記入してください。

<第 1 2 表 4 の 5>

熱（産業用以外の蒸気、温水、冷水）の使用に伴う排出係数について、購入した熱供給事業者すべてに係る基礎排出係数を記載（適用範囲も併記のこと）。

<第 1 2 表 4 の 6>

熱（産業用以外の蒸気、温水、冷水）の使用に伴う排出係数について、購入した熱供給事業者すべてに係る調整後排出係数を記載（適用範囲も併記のこと）。

事業者別の係数又は代替値を使用

- ・契約している熱供給事業者が、温対法の制度HPで排出係数を公表する場合は、当該係数を使用する。
（2024年6～7月に公表予定）
- ・契約している熱供給事業者の事業者別係数が公表されていない場合は「代替値」を使用する。

熱供給事業者のメニューの確認

- ・メニュー別契約をしている場合：
該当契約しているメニュー別係数を選択
- ・メニュー別契約をしていない場合：
「残差」と書かれているものを選択

契約している熱供給事業者が、排出係数を公表しない場合は、報告にあたり、6～7月の係数公表を待つ必要はありません。

4 の 5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
0.057 t-CO ₂ /GJ	代替値	本社
0.057	代替値	A 工場
0.050	X 社のメニュー-A の基礎排出係数	B 工場
0.052	Y 社のメニュー-B（残差）の基礎排出係数	C 工場

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4 の 6 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
0.057 t-CO ₂ /GJ	代替値	本社
0.057	代替値	A 工場
0.000	X 社のメニュー-A の調整後排出係数	B 工場
0.052	Y 社のメニュー-B（残差）の調整後排出係数	C 工場

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

熱供給事業者別排出係数及び「代替値」は、こちらのページで公表予定です。
※表中の係数は記載例のため、正確な値は公表されるものをご確認ください。

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>

特定－第 1 2 表 二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

● 特定-第 1 2 表 6 の 3 については、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量について、算定に用いたグリーンエネルギー証書の電気又は熱の種別ごとに、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量の量、他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記入してください。

6 の 3 国内認証排出削減量のうち、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量に係る情報

種 別	グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量	他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
電力証書	300 ※電力証書由来の削減相当量 t-CO ₂	10000 ※他人から供給された電気の使用に伴うCO ₂ t-CO ₂
熱証書	50 ※熱証書由来の削減相当量	100 ※他人から供給された熱の使用に伴うCO ₂

- 備考 1 本表はグリーンエネルギー証書の種別ごとに記載すること。
2 グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量の欄には、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量を記載すること。
3 他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、種別がグリーン電力証書である場合には、他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を、種別がグリーン熱証書である場合には、他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること。
4 算定に用いたグリーンエネルギー証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

6 の 5 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種 別	非化石証書の量	全国平均係数	補 正 率	電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
FIT 証書	10000000 kWh	0.000445 t-CO ₂ /kWh	1.04	8000 t-CO ₂

- 備考 1 本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
2 全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
3 電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、他人から供給された電気のうち電気事業者から小売供給された電気に係るものの量を記載すること。
4 算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
5 本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

他人から供給された電気の使用に伴って発生するCO2 10000[tCO2]	
電気事業者から供給された電気の使用に伴って発生するCO2 8000[tCO2]	左記以外から供給された電気の使用に伴って発生するCO2 2000[tCO2]

← 使用可能な非化石電源二酸化炭素削減相当量の上限 →
← 使用可能な電力証書由来のグリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量の上限 →

※「非化石電源二酸化炭素削減相当量」と「電力証書由来のグリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量」の合計は、「他人から供給された電気の使用に伴って発生するCO2」の量を上限とします。

非化石電源二酸化炭素削減相当量
＝非化石証書の量×全国平均係数×補正率
＝10000000×0.000445×1.04
＝4628[tCO2]

※全国平均係数、補正率は記載例のため、報告に用いるものはこちらのページの電気事業者別排出係数一覧の最下部をご確認ください。
<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>

1. 定期報告書作成のポイント

2. 中長期計画書作成のポイント

中長期計画書 IV 非化石エネルギーへの転換に関する計画

- 1 - 1 には全ての事業者が非化石電気の使用状況における目標を記入してください。

IV 非化石エネルギーへの転換に関する計画
1. 非化石エネルギーへの転換に関する目標
1-1 非化石電気の使用状況

① 指標	指標の範囲全体のエネルギー使用量 (原油換算kl)	目標	
		2030	年度
使用電気全体に占める 非化石電気の比率	② 100,000	③ 40.0	%

・自社の現状の非化石割合を踏まえ、それを上回る目標値を設定して下さい。
・令和5年度報告にて既に設定頂いておりますが、令和6年度以降の報告においても現状を踏まえたより高い目標への更新が可能です。

① IV 1 - 1 表では、事業者全体で使用する電気の非化石比率について、目標を設定します。事業者全体で使用した電気には、電気事業者から購入した電気や、燃料を投じて発電した自家発電電気の使用量（※）も含まれます。また、本表において電気の使用量をエネルギー換算する際には、いずれの電気の種類についても、使用量(千kWh)に対して一次換算係数8.64(GJ/千kWh)を乗じて算出してください。

※燃料を投じて発電した自家発電電気の使用量は通常、投入燃料でエネルギーカウントするため、発電量は熱量換算しませんが、非化石電気の使用状況の算出においてはこれも熱量換算して計算をしてください。

② IV 1 - 1 表の「指標の範囲全体のエネルギー使用量」には、事業者全体で使用した電気の使用量を原油換算値で記入してください。なおその際、①のとおり、一次換算係数はいずれの電気の種類についても8.64(GJ/千kWh)を使用してください。

③ IV 1 - 1 表の「目標」欄では、事業者全体で使用する電気の非化石比率に関する2030年度の目標値を記入してください。

(参考資料)

省エネルギー法定期報告書・中長期計画書（特定事業者等）記入要領 218ページ
「別添資料9 証書等による非化石エネルギーのみなし使用量の計算方法等について」

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/data/kojo-kinyuuyoryo23_v.1.pdf

中長期計画書 IV 非化石エネルギーへの転換に関する計画

- 1 - 2 には定量目標を国が定めた 5 業種の事業者が目標を記入してください。

④ IV 1 - 2 表は、工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断の基準（令和 5 年 3 月 31 日経済産業省告示第 28 号）の別表第 1 に掲げる目安の設定がある 5 業種 8 分野に該当する事業者のみ記入してください。記入に当たっては、記入要領別冊 1 をご参照ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/data/bessatsu23_1.pdf

⑤ IV 1 - 2 表の「区分」「対象となる事業」「指標」「定量目標の目安」欄には、下表を参考に該当する事業について記入してください。

⑥ IV 1 - 2 表の「指標の範囲全体のエネルギー使用量」欄には、各指標のバウンダリーにおいて対象となるエネルギーの使用量を原油換算値で記入してください。

⑦ IV 1 - 2 表の「目標」欄には、2030 年度における各指標に関する目標値を記入してください。

④ 1 - 2 定量目標の目安に関する指標の状況				⑥		⑦	
区分	対象となる事業	指標	指標の範囲全体のエネルギー使用量 (原油換算kl)	定量目標の目安		目標	
				2030	年度	2030	年度
⑤ 2	セメント製造業	焼成工程における非化石燃料の使用割合	800,000	28	%	30	%

【定量目標の目安】

区分	対象となる事業	指標	目安となる水準
1 A	高炉による製鉄業	2013 年度比石炭の使用量に係る原単位削減割合	2 % 以上
1 B	電炉による製鉄業	外部調達電気及び自家発電における非化石エネルギー割合	59 % 以上
2	セメント製造業	焼成工程における非化石燃料の使用割合	28 % 以上
3 A	洋紙製造業	①主燃料を石炭とするボイラーがある場合 2013 年度比石炭の使用量削減割合	① 30 % 以上
		②主燃料を石炭とするボイラーがない場合 外部調達電気における非化石エネルギー割合	② 59 % 以上
3 B	板紙製造業	①主燃料を石炭とするボイラーがある場合 2013 年度比石炭の使用量削減割合	① 30 % 以上
		②主燃料を石炭とするボイラーがない場合 外部調達電気における非化石エネルギー割合	② 59 % 以上
4 A	石油化学系基礎製品製造業	①主燃料を石炭とするボイラーがある場合 2013 年度比石炭の使用量削減割合	① 30 % 以上
		②主燃料を石炭とするボイラーがない場合 外部調達電気における非化石エネルギー割合	② 59 % 以上
4 B	ソーダ工業	①主燃料を石炭とするボイラーがある場合 2013 年度比石炭の使用量削減割合	① 30 % 以上
		②主燃料を石炭とするボイラーがない場合 外部調達電気における非化石エネルギー割合	② 59 % 以上
5	自動車製造業	外部調達電気及び自家発電における非化石エネルギー割合	59 % 以上

参考：令和6年度の報告時に必要となる情報

- 令和6年度の報告に当たり、これまでから追加で必要となる情報は主に以下の通りです。前もって情報の整理をお願いします。

追加項目	必要となる情報
非化石エネルギーの使用量	従来記録対象でなかった非化石エネルギーの使用量を整理する。
購入した熱・電気種別及び非化石割合に係る情報	供給事業者から熱・電気を調達した際のメニューやその使用量を整理する。
非化石エネルギーの使用状況	使用したエネルギーに占める非化石エネルギーの割合を算出し、設定された定量指標の達成状況やそれらを算出する根拠となる情報を記録する。
使用量算出に係る情報	非化石エネルギーの使用量算出に用いた証書等の番号を管理する。
非化石エネルギーへの転換に関する事項	非化石エネルギーへの転換に向けて提出した中長期計画書の内容を踏まえ、目標実現に向けて実際に措置を行い、その実施状況と結果を記録する。
電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳、措置の実施日数	月別、もしくは時間帯別に電力の使用量を記録する。 日別にDRの実施有無を記録し、実施した日数をカウントする。

<目次>

1. 省エネ法の概要

2. 定期報告書・中長期計画書の提出方法の変更点

3. 定期報告書・中長期計画書作成のポイント

4. クラス分け制度・開示制度

5. 支援施策

6. 関連リンク

事業者クラス分け評価制度（SABC評価制度）

- 省エネ法の定期報告を提出する全ての事業者をS・A・B・Cの4段階へクラス分けし、クラスに応じたメリハリのある対応を実施するもの。

Sクラス

省エネが優良な事業者
(目標達成事業者)

【水準】 ※1

① 努力目標達成

または、 ※2

② ベンチマーク目標達成

【対応】

優良事業者として、経産省HPで事業者名や連続達成年数を表示。

Aクラス

省エネの更なる努力が
期待される事業者
(目標未達成事業者)

【水準】

Bクラスよりは省エネ水準は高いが、Sクラスの水準には達しない事業者

【対応】

省エネ支援策等に関する情報をメールで発出し、努力目標達成を推進。

Bクラス

省エネが停滞している事業者
(目標未達成事業者)

【水準】 ※1

① 努力目標未達成かつ直近2年連続で原単位が対前年度年比増加

または、

② 5年間平均原単位が5%超増加

【対応】

注意喚起文書を送付し、現地調査等を重点的に実施。

Cクラス

注意を要する事業者
(目標未達成事業者)

【水準】

Bクラスの事業者の中で特に判断基準遵守状況が不十分

【対応】

省エネ法第6条に基づく指導を実施。

※1 努力目標：5年間平均原単位を年1%以上低減すること。

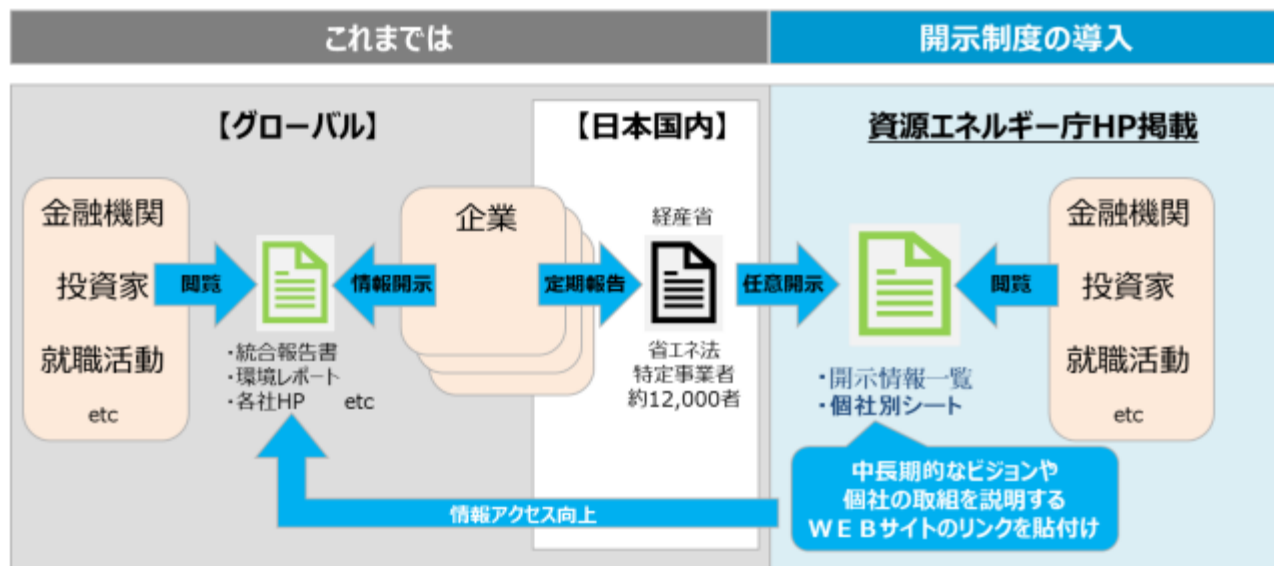
※2 ベンチマーク目標：ベンチマーク制度の対象業種・分野において、事業者が中長期的に目指すべき水準。

※3 定期報告書、中長期計画書の提出遅延を行った事業者は、Sクラス事業の公表・優遇措置の対象外として取り扱うことがあります。

省エネ法 定期報告情報の開示制度

- 省エネ法では、産業部門のエネルギー使用量の約 8 割、業務部門の約 6 割をカバー。
- 昨年、省エネ法に基づく定期報告情報*を、企業の同意に基づき開示する仕組みを創設。
* エネルギー総使用量、非化石エネルギー総使用量、調整後温室効果ガス排出量、エネルギーの使用の合理化に関する情報（エネルギー消費原単位等）、非化石エネルギーへの転換に関する情報（電気の非化石比率の目標及び実績等）、電気の需要の最適化に関する情報（DR実施日数等） 等
- 令和 5 年度は、東証プライム上場企業等*を対象に、**試行運用**を実施。開示宣言を10月末に締め切り、**東証プライム上場企業等47社から開示宣言**をいただいた。
* 東証プライム上場企業及びその子会社
- 令和 6 年度より、全ての省エネ法特定事業者（エネルギー使用量1,500kl/年以上の大規模需要家）を対象に、**本格運用**を開始。

図.定期報告情報の開示制度イメージ



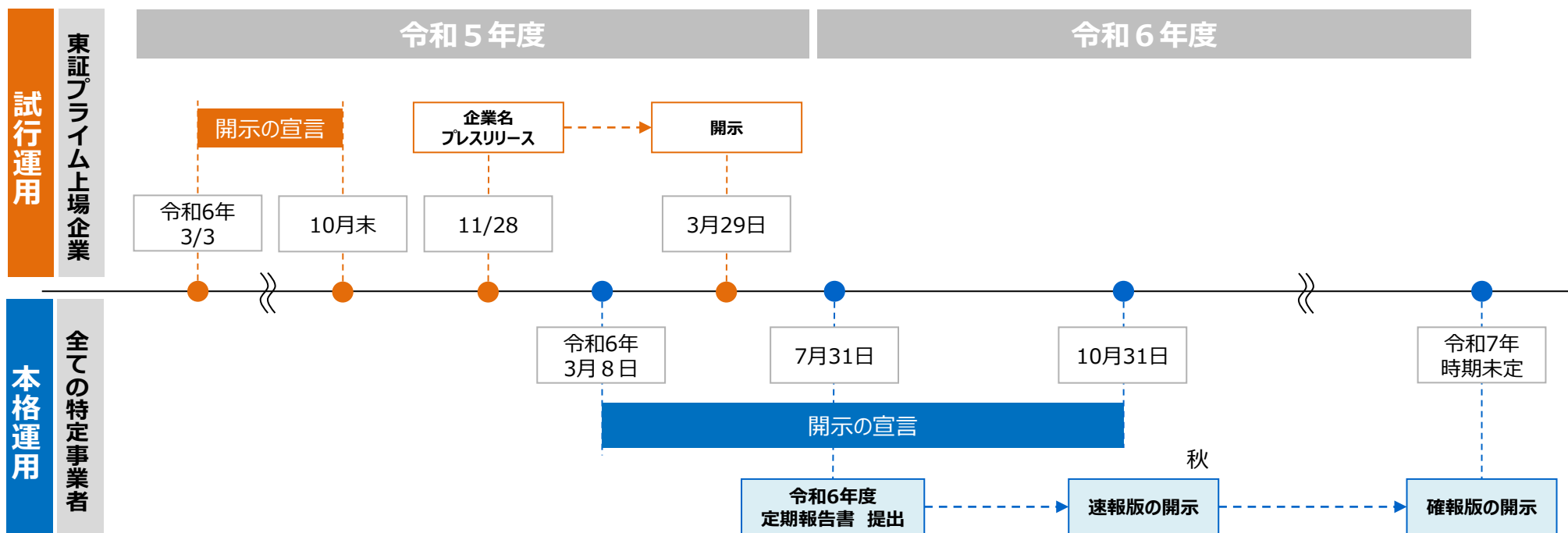
本開示制度の利点

企業は既にある報告書ベースのため**負担感なく参画できる**ことに加えて、対外的に**法に基づく質の高い情報を発信できる**。

投資家など読み手においては**一覧性を持って評価しやすくするツール**として**有効活用が期待**される。

令和6年度の実施スケジュール

- 本格運用に参加する各事業者の開示情報（令和6年度報告分）は、令和6年度の秋に速報版として資源エネルギー庁HPに公開します。その後、国において事業者から提出される定期報告の内容に不備がないか確認の上、令和7年に確報版を公開します。



● 開示イメージ

(https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/disclosure/data/sheet_sample.pdf)

● 参画方法

以下の宣言フォームより、必要事項をご記入の送付して下さい。

(mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/shoenerugi/kaiji)

<目次>

1. 省エネ法の概要

2. 定期報告書・中長期計画書の提出方法の変更点

3. 定期報告書・中長期計画書作成のポイント

4. クラス分け制度・開示制度

5. 支援施策

6. 関連リンク

令和5年度補正予算におけるエネルギーコスト上昇に対する省エネ支援パッケージ（経済対策）

事業者向け

1. 省エネ設備への更新支援

- 工場のボイラや工業炉、ビルの空調設備や業務用給湯器などを、省エネ型設備へと更新することを支援する「**省エネ補助金**」について、**全類型において複数年の投資計画に切れ目なく対応する仕組みを適用**し、今後の支援の予算規模について、**今後3年間で7,000億円規模へと拡充**。また、**脱炭素につながる電化・燃料転換を促進する類型を新設**し、中小企業のカーボンニュートラルも一気に促進。【2,325億円（国庫債務負担行為の総額）】
- 高効率の空調や照明、断熱材等の導入を一体で進めることで、**既存の業務用建築物（オフィス、教育施設、商業施設、病院等）を効率的に省エネ改修する支援策（環境省事業）を新設**。【339億円（国庫債務負担行為の総額）】

2. 省エネ診断

- 省エネの専門家が中小企業を訪ね、エネルギー使用の改善をアドバイスする「**省エネ診断**」を、中小企業が安価で受けられるよう支援。【31億円※R6当初案9.9億円を含む】

家庭向け

3. 経産省・国交省・環境省の3省連携による、住宅省エネ化支援【4,615億円※新築、R6当初案400億円を含む】

- ヒートポンプ給湯機や家庭用燃料電池等の**高効率給湯器の導入支援**について、**昼間の余剰再エネ電気を活用できる機種等の支援額を上乗せ**。また、寒冷地の高額な電気代の要因となっている**蓄熱暖房機等を一新する措置を新設**し、一体として進めていく。【580億円】
- さらに、設置スペース等の都合から、ヒートポンプ給湯機等の導入が難しい**賃貸集合住宅向けに、小型の省エネ型給湯器（エコジョーズ）導入の支援策を新設**。【185億円】
- これらの措置を、**環境省の省エネ効果の高い断熱窓への改修支援【1,350億円】、国交省の住宅省エネ化支援【2,500億円※新築、R6当初案400億円を含む】**と合わせて、**3省連携でのワンストップ対応で実施**。

※「重点支援地方交付金」を追加し、全国各地の自治体によるエアコン・冷蔵庫等の省エネ家電買い換え支援や賃貸集合住宅向けの断熱窓への改修支援を促進。

1. 省エネ設備への更新支援（省エネ補助金）

【国庫債務負担行為要求額 2,325億円】
※令和5年度補正予算額：1,160億円

- 工場・事業所の設備更新にあたっては、省エネ機器への更新により、エネルギーコスト高対応と、**カーボンニュートラルに向けた対応を同時に進めていくことが重要**。
- そのため、工場全体の省エネ（Ⅰ）、**一部の製造プロセスの電化・燃料転換（Ⅱ）【新設】**、リストから選択する機器への更新（Ⅲ）の3つの類型で企業の投資を後押し。

（Ⅰ） 工場・ 事業場型

※旧A B類型

- 生産ラインの更新等、**工場・事業所全体で大幅な省エネ**を図る。
- 補助率：1/2（中小）1/3（大）
※先進設備の場合、2/3（中小）、1/2（大）
- 補助上限額：15億円
※非化石転換の要件満たす場合、20億円

食料品製造業A社（中小企業、海水を原料とした塩を製造）

- 従来、平釜を個別に熱して塩を製造していたところ、連結型の立釜に更新。
- 釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、**事業所全体の設備・設計を見直し**。3年で**37.1%の省エネ**を実現予定。

【平釜】



【立釜】※複数の釜を連結して排熱再利用



新設

（Ⅱ） 電化・ 脱炭素 燃转型

- **電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器**への更新を補助
- 補助率：1/2
- 補助上限額：3億円
※電化のための機器の場合は5億円

【キューボラ式】※コークスを使用



【誘導加熱式】※電気を使用



（Ⅲ） 設備 単位型

※旧C類型

- **リストから選択する機器**への更新を補助
- 補助率：1/3
- 補助上限額：1億円

【業務用給湯器】



【高効率空調】



【産業用モータ】



(参考) 省エネ補助金の類型

事業区分	事業概要	省エネ効果の要件	補助対象経費	補助率	補助金限度額
(Ⅰ) 工場・事業場型 ※従来のA類型（先進事業）とB類型（オーダーメイド型事業） 生産ラインの入れ替えや集約など、工場・事業場全体で大幅な省エネを図るものを補助	工場・事業場全体で、機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備、先進型設備等の導入を支援。	①省エネ率＋非化石割合増加率：10%以上 ②省エネ量＋非化石使用量：700kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率：7%以上 先進要件 ①省エネ率＋非化石割合増加率：30%以上 ②省エネ量＋非化石使用量：1,000kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率：15%以上	設備費 ・ 設計費 ・ 工事費	中小企業等 1 / 2 以内 （先進型設備等を導入し、先進要件のいずれかを満たす場合、 2 / 3 以内） 大企業・その他 1 / 3 以内 （先進型設備等を導入し、先進要件のいずれかを満たす場合、 1 / 2 以内）	【上限】15億円/年度 （非化石転換は20億円/年度） 【下限】100万円/年度 ※複数年度事業の上限額は20億円（非化石転換は30億円） ※連携事業や、先進要件を満たす複数年度事業の上限額は30億円（非化石転換は40億円）
(Ⅱ) 電化・脱炭素燃転型 ※R5補正で新設 主に中小企業の活用を念頭に、脱炭素につながる電化や燃料転換を伴う設備更新を補助	化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入を支援。 対象設備は（Ⅲ）設備単位型で指定される下記設備のみ。 ①産業用ヒートポンプ ②業務用ヒートポンプ ③低炭素工業炉 ④高効率コージェネレーション ⑤高性能ボイラ	電化・脱炭素目的の燃料転換を伴うこと。 （ヒートポンプで対応できる低温域は電化のみ）	設備費 （電化の場合は付帯設備も対象）	1 / 2 以内	【上限】3億円 （電化の場合5億円） 【下限】30万円
(Ⅲ) 設備単位型 ※従来のC類型（指定設備導入事業） より中小企業が使いやすいよう、リストから選択する機器への更新を補助	予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表した指定設備を導入。	予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たす設備を導入すること。	設備費	1 / 3 以内	【上限】1億円 【下限】30万円

上記に加え、「（Ⅳ）エネルギー需要最適化型」があり、各型との組合せ、又は、単体での使用が可能

➡ **いずれの類型も、複数年の投資計画に対応**

【参考】令和5年度補正予算における省エネ補助金の（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型について

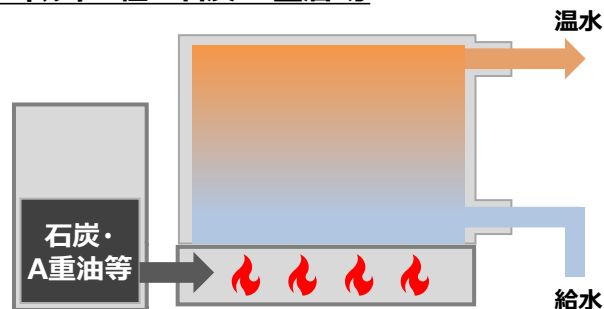
省エネ補助金の（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型は、脱炭素につながる電化や燃料転換を伴う設備更新を補助するものであり、中小企業等のカーボンニュートラルに必要な、定型的な設備を急速かつ大量に導入させる制度として、令和5年度補正予算で新設。

＜典型的な支援例＞

低温域

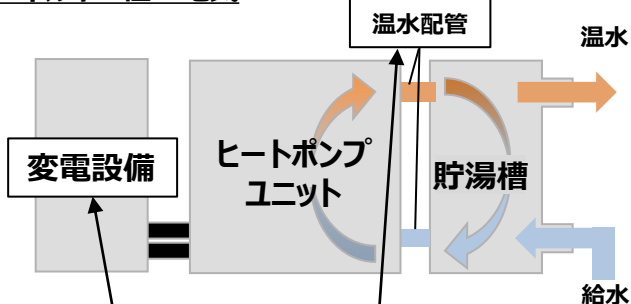
温水ボイラ

エネルギー種：石炭・A重油 等



産業用ヒートポンプ

エネルギー種：電気

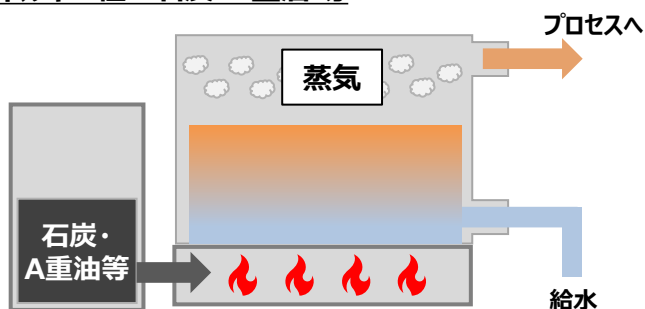


※更新前と比べ同等の能力を発揮するために必要不可欠で、定型的な設備として、補助対象とする

中温域

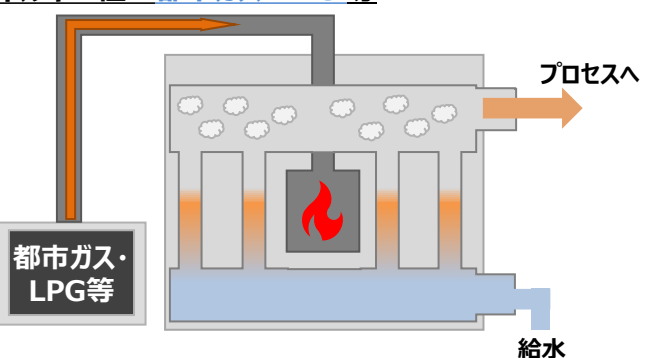
蒸気ボイラ

エネルギー種：石炭・A重油 等



蒸気ボイラ

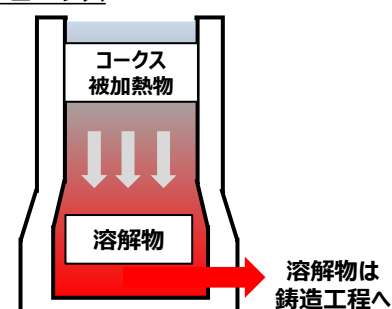
エネルギー種：都市ガス・LPG 等



高温域

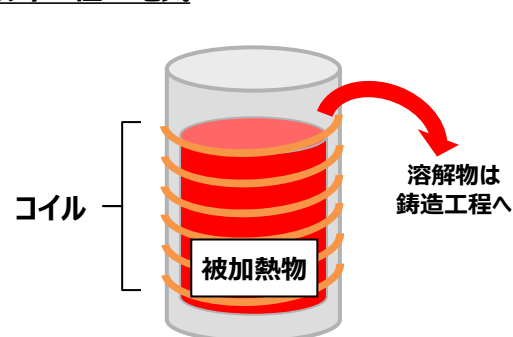
キュポラ

エネルギー種：コークス



誘導加熱式

エネルギー種：電気



- 「具体的に何をやればよいか分からない」との中小企業の声も多いことから、**専門家による省エネ診断への支援を強化**（来年度は**今年度比倍増**の案件数を見込む）
- 省エネの専門家が中小企業を訪ね、エネルギー使用の改善をアドバイス。省エネ診断を受けた場合は、**省エネ補助金の加点措置**を行っており、**診断から設備支援まで、一体とした支援**を実施。

①事前アンケート・面談

- ・ 診断員が、工場のエネルギー管理者等と面談。
- ・ 工場の設備の仕様や、普段の設備の使い方を確認し、ウォークスルーでの重点確認ポイントをすり合わせる。



②ウォークスルー

- ・ 工場内をまわり、エネルギーの使い方を確認。
- ・ 熱エネルギーの活用状況確認にあたっては、赤外線画像等も用いて、うまく活用できていない熱エネルギーの所在を確認。



③アフターフォロー

- ・ ウォークスルー後、再度面談で、その場でできる省エネのアドバイスを実施。
* 4割の企業で、費用のかからない運用改善の提案を実施できている。
- ・ 後日、診断員が、工場でする省エネの余地をまとめた資料を作成し、中小企業に提案・説明を実施。

■ 省エネ診断を実施している民間企業の例

（一財）省エネルギーセンター、（一社）カーボンマネジメントイニシアティブ、（一社）省エネプラットフォーム協会、東京電力エナジーパートナー(株)、北陸電力(株)、西部瓦斯(株)、静岡ガス・エンジニアリング(株)、ダイキン工業(株)、パナソニック(株)、三浦工業(株) 等（令和5年度実績）

省エネ補助金の加点措置

(参考) 省エネ診断の比較

ニーズ	クイックな診断をご希望の場合	工場・ビル全体の包括的な診断をご希望の場合	診断後の省エネ取組までのサポートをご希望の場合
名称	①省エネクイック診断	②省エネ最適化診断	③省エネお助け隊
概要	<u>希望する工場・ビルの設備 1 つから、安価かつ短時間で診断を実施。</u> 低コストで、運用改善、投資改善について効果的な省エネのアドバイスを受けられる。	約 1 日の診断で、工場・ビル等全体の<u>エネルギーのムダを確認。</u> さらに希望があれば、「IoT診断」でデータに基づく詳細な診断を受けられる。	省エネ診断に加え、<u>診断後の設備導入、金融機関の紹介、自治体支援策の紹介等まで一貫して支援。</u> 省エネに限らず、<u>経営の専門家も所属</u>するため、様々な相談に対応可能。
診断機関	登録診断機関 (空調やボイラのメーカーや、電力会社、エネマネ事業者等の民間企業も実施。)	(一財) 省エネルギーセンター (エネルギー管理士等の資格や同等の力量、診断経験を有し、同センターに登録された「エネルギー使用合理化専門員」)	省エネお助け隊 (地域に拠点を有し、中小企業支援を行う団体。省エネコンサル企業や地銀シンクタンク等が活動。)
診断費用 (税込)	診断を希望する設備の数に応じて、以下のプランから選択可能。 ・設備単位プラン(1設備) : 5,500円 ・まるっとプラン (3設備) : 16,500円 ※過去 3 年以内に受診した省エネ診断と同一の設備について、設備の稼働状況に大きな変更が無く、同一の登録診断機関又は専門家による診断を受ける場合、以下の効果測定コースを選択可能。 ・設備単位プラン(1設備) : 3,850円 ・まるっとプラン (3設備) : 11,550円	事業所の規模や対象設備の種類に応じて、以下の診断メニューから決定。 ・A診断 (専門家 1 名) : 10,670円 ・B診断 (専門家 2 名) : 16,940円 ・大規模診断 (専門家 2 名) : 23,760円 ※最適化診断受診後、データに基づく詳細な診断を活用可能。 ・IoT診断 (専門家 1 名) : 16,940円	・50kl診断 : 7,304円 ・300kl診断 : 14,608円 ・1,500kl診断 : 20,086円 ・3,000kl診断 : 25,564円 ・カスタム診断 : 総額の 1 割 (3,000kl超の大規模な事業所向け。) ※診断受診後、課題やニーズに応じた伴走支援を活用可能。 ・カスタム伴走支援 : 総額の 1 割
活用事例・詳細	https://shoeneshindan.jp/guide/about/	https://www.shindan-net.jp/case/	https://www.shoene-portal.jp/support-information/casestudy/
申込／問合せ先	事務局 (SII) ページにて、登録診断機関のリストを掲載しています。以下ページより、ご希望の診断機関を選択のうえ、直接ご相談・お申込みください。 https://shoeneshindan.jp/guide/search/	省エネルギーセンター「省エネ・節電ポータルサイト」にて、申請書を掲載しています。以下ページより、直接ご相談・お申込みください。 https://www.shindan-net.jp/service/shindan/entry.html?=&apply	事務局 (SII) ページにて、省エネお助け隊のリストを掲載しています。以下ページより、お近くの省エネお助け隊を選択のうえ、直接ご相談・お申込みください。 https://www.shoene-portal.jp/consultation/

3. 省エネ設備の新設・増設支援（利子補給事業）

令和6年度 省エネルギー設備投資利子補給金

省エネルギー設備の新設・増設などの省エネ取組の 融資利息の一部を補給します！

対象となる3つの要件のうち いずれかを満たすこと

～指定金融機関が行う以下事業への融資が対象となります～

- ア：エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設・増設する事業
- イ：省エネルギー設備を新設・増設し、エネルギー消費原単位が1%以上改善される事業
- ウ：データセンターのクラウドサービス活用やEMS導入等による省エネルギー取組に関する事業

利子補給率

最大 **1%** ※

利子補給期間

最大 **10年間**

利子補給金支払

年2回

※利子補給率＝貸付利率1.1%以上：**1.0%**
貸付利率1.1%未満：**貸付利率－0.1%** （例）貸付利率0.8%の場合：利子補給率0.7%

融資計画書の
受付期間

- 第1回 2024年5月24日(金)～6月21日(金)
- 第2回 2024年6月28日(金)～8月9日(金)
- 第3回 2024年8月中旬～9月下旬(予定)
- 第4回 2024年10月上旬～11月上旬(予定)

※予算額に達した場合、予算額に達した受付期間をもって、融資計画書の受付を終了します。

利子補給金の申請の流れ



事業者の手続きは
ここまでです

※融資計画書の提出及び交付申請にあたっては必ず交付規程と公募要領をご確認ください。
※融資計画の内容が本事業の要件を満たしている案件に対し、予算の範囲内で交付方針の決定を
通知します。

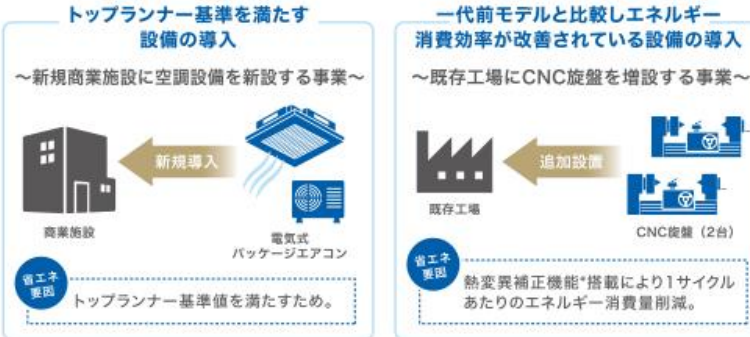
一般社団法人
si 環境共創イニシアチブ
Sustainable Green Innovation Initiative



利子補給事業 活用事例

要件「ア」

エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設、又は増設する事業



※熱変異補正機能：定期的に温度計測し温度変化を検知することにより、各軸の動きの補正を自動に行う

要件「イ」

省エネルギー設備を新設、又は増設し、工場・事業場
全体におけるエネルギー消費原単位が1%以上改善される事業



※申請をご検討の際は事前に
SIIまでお問い合わせください

要件「ウ」

データセンターのクラウドサービス活用や
EMS導入等による省エネルギー取組に関する事業



※PUE値：データセンターにおける電力使用効率を示す指標

指定金融機関について

指定金融機関のお問い合わせ窓口は、
SIIのホームページをご参照ください。
<https://sii.or.jp/rishihokyu06/financial-list.html>



お問い合わせ

TEL **03-5565-4460**

(受付時間) 10:00～12:00、13:00～17:00 ※土日祝日不可

一般社団法人 環境共創イニシアチブ ▶▶▶▶▶



<目次>

1. 省エネ法の概要

2. 定期報告書・中長期計画書の提出方法の変更点

3. 定期報告書・中長期計画書作成のポイント

4. クラス分け制度・開示制度

5. 支援施策

6. 関連リンク

● 改正省エネ法

- [省エネ法の手引き（工場・事業場編）](#)
- [定期報告書・中長期計画書記入要領](#)
- [省エネ法ヘルプデスク](#)（[質問フォーム](#) 又は **0570-000-291** までお問い合わせください。）
- [定期報告書・中長期計画書について](#)（最適化原単位計算に係るExcelはこのページに掲載しています。）

● 情報開示制度

- [定期報告書情報開示制度](#)

● 温対法関連

- [SHK制度トップページ](#)
- [排出係数一覧](#)

● EEGS

- [EEGSトップページ](#)
- EEGSヘルプデスク（Tell:03-4446-6054 Mail:g-eegs-support@sec.co.jp）
- [操作マニュアル](#)
- [操作説明会動画](#)